

① ゆび書き（なぞって書く）
5回

② ゆび書き（空書き）
5回

③ えんぴつでドリルに書く
まはるがきぎに きちんと

特別支援学級担任

のための

ハンドブック

改訂版



よいしせいをしましょう。
これからOじかんめのおべんきょうをはじめます。
れい。

平成30年4月
岡山県総合教育センター

れい。

* はじめに

岡山県総合教育センターでは、特別支援学級を初めて担任する教師を対象とした研修講座を開講しています。その講座を運営していく中で、度々、受講者の様々な悩みや不安を聞くことができました。

子供の実態をどう理解すればよいのか、そして、どのように関わればよいのか。また、どのように時間割を組み立て、どのように学習を進めていけばよいのか。「自立活動」や「生活単元学習」といった通常の学級にはなかった指導はどのようなものなのか…。

これらの悩みは、決して一部の教師のものではなく、多くの教師に共通の悩みであると思います。しかし、困ったときにすぐに相談できる相手が校内にいない場合もあります。そこで、岡山県総合教育センターでは、平成24年2月に特別支援学級の担当教師の疑問や悩みに応えたいと考え、「特別支援学級担任のためのハンドブック」を作成しました。

今回は、学習指導要領の改訂に併せてハンドブックの内容を見直すとともに、平成30年3月に発行された「授業づくりハンドブック～学習指導案と学習評価の考え方について～」(岡山県特別支援学校長会、岡山県教育庁特別支援教育課)の内容を盛り込んで、「特別支援学級担任のためのハンドブック改訂版」を作成しました。ぜひ、傍らに置いて御活用ください。

本ハンドブックが、特別支援学級に在籍する子供の成長を支える一助となれば幸いです。

特別支援学級担任のためのハンドブック

— 目 次 —

* はじめに	1
1 特別支援学級担任になって	3
(1) 1年間の主な学級事務	3
(2) 4月第1週にしておきたいこと	4
(3) その他の4月当初の学級事務等	8
2 教室環境	16
3 教育課程	18
(1) 特別の教育課程の編成	18
(2) 特別の教育課程編成の手順	20
4 自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程の編成	21
5 知的障害特別支援学級の教育課程の編成	22
6 障害の状態等に応じた指導	26
(1) 教科別に指導を行う場合	26
(2) 道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動の時間を設けて指導を行う場合	27
(3) 各教科等を合わせて指導を行う場合	30
7 個別の指導計画	36
8 個別の教育支援計画	38
9 交流及び共同学習	40
10 保護者との連携	41
11 各種援助制度	42
★ 巻末資料	43
①学習指導案様式例	44
* おわりに	58
* 引用・参考文献	59

1 特別支援学級担任になって

(1) 1年間の主な学級事務

特別支援学級担任になって、4月当初は、当面の指導の計画を立てるとともに、1年間の学級の事務を見通しておくことが必要です。ここでは、まず、1年間の主な学級事務を確認します。

主な学級事務（参考例）	
4月	<input type="checkbox"/> 指導要録の整備 <input type="checkbox"/> 出席簿の作成 <input type="checkbox"/> 週時程表の作成 <input type="checkbox"/> 個別の教育支援計画の確認 <input type="checkbox"/> 年間指導計画の作成 <input type="checkbox"/> 個別の指導計画の作成 <input type="checkbox"/> 教室環境の整備 <input type="checkbox"/> 通学路、通学方法の確認 <input type="checkbox"/> 交流及び共同学習の打合せ <input type="checkbox"/> 参観日、家庭訪問の計画 <input type="checkbox"/> 学級だよりの作成 <input type="checkbox"/> 小・中学校学習指導要領の確認 <input type="checkbox"/> 特別支援学校学習指導要領、解説（総則等編・自立活動編）の確認 （必要に応じて購入） <input type="checkbox"/> 学級経営案の作成
5月	<input type="checkbox"/> 通知表の検討 <input type="checkbox"/> 就学奨励費等の事務 <input type="checkbox"/> 運動会（春）の計画 <input type="checkbox"/> 春の遠足（校外学習）の計画
6月	<input type="checkbox"/> 職場実習の打合せ <input type="checkbox"/> 宿泊学習の準備 <input type="checkbox"/> 次年度使用教科書の届け出 <input type="checkbox"/> 教育センター研修の確認
7月	<input type="checkbox"/> 保護者会の開催 <input type="checkbox"/> 通知表の記入 <input type="checkbox"/> 水泳指導の準備 <input type="checkbox"/> 休業中の課題作成 <input type="checkbox"/> 1学期の指導記録のまとめ <input type="checkbox"/> 1学期の作品の整理 <input type="checkbox"/> 休業中の研修計画
8月	<input type="checkbox"/> 指導計画の見直し <input type="checkbox"/> 教室環境の見直し <input type="checkbox"/> 教材研究 <input type="checkbox"/> 研修への参加
9月	<input type="checkbox"/> 運動会（秋）の計画 <input type="checkbox"/> 文化祭の計画 <input type="checkbox"/> 陸上記録会等対外行事への参加に関わる計画・準備
10月	<input type="checkbox"/> 校内公開授業の計画 <input type="checkbox"/> 秋の遠足（校外学習）の計画 <input type="checkbox"/> 修学旅行の計画 <input type="checkbox"/> 学習発表会の計画
11月	<input type="checkbox"/> 就学時健康診断 <input type="checkbox"/> 校内教育支援委員会 （旧：就学指導委員会）
12月	<input type="checkbox"/> 保護者会の開催 <input type="checkbox"/> 通知表の記入 <input type="checkbox"/> 休業中の課題作成 <input type="checkbox"/> 2学期の指導記録のまとめ <input type="checkbox"/> 2学期の作品の整理 <input type="checkbox"/> 進路決定のための保護者との面談
1月	<input type="checkbox"/> 次年度の教育課程編成 <input type="checkbox"/> 文集作りの計画
2月	<input type="checkbox"/> 卒業関連事務 <input type="checkbox"/> 指導の評価
3月	<input type="checkbox"/> 3学期の指導記録のまとめ <input type="checkbox"/> 3学期の作品の整理 <input type="checkbox"/> 文集の完成 <input type="checkbox"/> 1年間の指導の評価 <input type="checkbox"/> 通知表と指導要録の記入 <input type="checkbox"/> 次年度交流及び共同学習計画の立案 <input type="checkbox"/> 指導記録のまとめ <input type="checkbox"/> 次年度への引き継ぎ文書の作成

- ◆**子供の様子の記録**
- ・ 行動を記録する際には、その行動が起こる前後の状況も記録しておきましょう。行動の背景要因を探る手がかりとなります。
 - ・ 綿密な記録は、外部専門家に支援を依頼する際にも有効な情報となります。もちろん、通知表や指導要録記入の際にも役立ちます。
 - ・ 記録をとることは労力を要しますが、結果的には自分を助けることとなります。
- ◆**進路情報の収集**
- ・ 年間を通じて、高等学校等の進路情報や入学説明会の情報を収集しておきます。

(2) 4月第1週にしておきたいこと

① 始業式までの準備

特別支援学級を担任することが分かってから、始業式までに、何をしておけばよいのでしょうか。

子供にとっても、保護者にとっても、安心して新学期を迎えることができるように、次のことについて準備や確認をしておきましょう。

準備すること

- 出席簿・名簿の作成
 - ・ 氏名の読み方の確認
 - ・ 兄弟姉妹の確認
- 教室環境等の整備
 - ・ 靴箱、傘立て、ロッカー、机、いす等の準備（場合によっては交流学級にも設置）
 - ・ 机やいす、パーティション等の配置
 - ・ 子供の動線に応じた備品の配置や視覚的な表示等の設置
 - ・ 刺激過多にならない程度の教室の装飾
- 教科書等の配付準備
- 学級事務用品の整備
- 学級だより（通信）の作成
 - ・ 担任の自己紹介、抱負、当初の予定等

確認すること

- 子供の実態把握
 - ・ 障害の状態
 - ・ 健康面の状態
 - ・ 個別の教育支援計画、個別の指導計画、前担任からの引き継ぎ、指導要録、医療機関等の所見、検査結果等のチェック
 - ・ 家庭環境
- 教室の安全点検
 - ・ 机、いすの高さの調節や破損の有無
 - ・ 落下物、突起物、窓等
- 通学路や通学方法
 - ・ 登校班、保護者の付き添いの有無
 - ・ スクールバス利用の有無や通学上の安全面の特記事項
 - ・ 子供の動線に応じた危険箇所等
- 登校後の動き
 - ・ 子供の迎え方
 - ・ 靴箱から教室に移動するまでの配慮の有無
 - ・ 交流学級との関わり方（朝の会、帰りの会は特別支援学級で行うのか交流学級で行うのか、荷物は特別支援学級に置くのか交流学級に置くのか等）

保護者に確認すること

- 始業式・入学式参加に当たって配慮が必要な点等
- 健康面、行動面で配慮が必要な点等
- つながりのある関係機関

校内の先生方に確認・協力を依頼すること

- 子供の実態に関する全教職員の共通理解
 - ・ 障害特性等
 - ・ 保護者の願い
- 職員会議等で、子供の実態や学校行事への参加についての基本的な方向性の確認
- 時間割編成における協力・配慮のお願い

コラム

「相談支援ファイル」を知っていますか？

「相談支援ファイル」とは・・・

保護者が、子供の障害等の状況や成長の過程、保護者や子供本人の願い、関係機関等からの支援の経過や今後の方針等について記録したものです。「相談支援ファイル」は、保護者が必要に応じて関係機関等に提示することにより共通理解を深めたり、関係機関等と具体的に協議しながら、今後の支援方針や支援内容について考えたりすることができる資料として活用できるようになっています。各市町村には、次のような名称の「相談支援ファイル」があります。

岡山市…相談支援ファイル「りんくる」
倉敷市…「かがやき手帳」
総社市…自立支援サポートブック「よろしくね」
高梁市…相談支援ファイル高梁版「私の成長の記録すてっぴ」
笠岡市…笠岡市相談支援ファイル「かけはし」
津山教育事務所管内3市7町村…相談支援ファイル「はぐくみ」 等

この「相談支援ファイル」をもとに、保護者や学校、関係機関等と情報を共有しながら、児童生徒の支援方針や支援内容について具体的に検討することができます。保護者に「相談支援ファイル」を持っているかどうか尋ねてみるといいでしょう。

「相談支援ファイル」は、保護者自身が子供のプロフィールや関係機関からの情報等を記録し、必要に応じて関係機関に提示することによって、一貫した支援を受けやすくするための支援記録ファイルなんです。



② 始業式・入学式での配慮

始業式・入学式は、子供にとっても保護者にとっても、期待と不安でいっぱいだと考えられます。また、特別支援学級に在籍している子供の中には、こういった儀式的行事が苦手な子供もいます。子供の個々の実態に沿った一日の動きを想定し、必要な支援や関わり方を学校全体で確認しておきましょう。

準備すること

- 幼稚園、保育所等からの情報収集
- 保護者への確認
 - ・ 健康面についての配慮事項
 - ・ 事前リハーサルについて（来ていただく方向で）
 - ・ 式のプログラム
 - ・ 並び順
 - ・ 座席
 - ・ 動作、動線
 - ・ 支援者の位置（必要性の有無も含めて）
 - ・ ハプニングの際の対応
 - ・ 支援ツール（見通しカード、動きの手がかりとなる目印等）の必要性の有無
- 支援ツールの作成

校内で共通理解すること

- 個々の子供の実態
 - ・ 障害特性や状態像
 - ・ 式参加に関して予想される状態像
- 式前後の動き
 - ・ 迎え
 - ・ 教室への移動
 - ・ 待機
 - ・ 交流学級との関わり
 - ・ 保護者の動き等
- 入退場
 - ・ 特別支援学級か交流学級か
 - ・ 付き添いの有無
- 座席
 - ・ 位置
 - ・ 前後左右の子供の確認
 - ・ 支援者の有無
- 呼名
 - ・ 呼名者
 - ・ 呼名の仕方
- ハプニング
 - ・ パニックや発作等への対応
- 登校後の動き
 - ・ 子供の迎え方
 - ・ 靴箱から教室に移動するまでの配慮の有無
 - ・ 交流学級との関わりのもち方（学習用具等の置き場所は特別支援学級か交流学級か等）

③ 基本となる日課の作成

登校してから下校するまでの基本となる日課を作りましょう。この一日の流れを基本として、一週間の学校生活の流れを工夫していくとよいでしょう。

基本となる日課作成の前提

昨年度から継続している学級であれば、既に今年度の基本的な日課や週日課が計画されていることが多いので、それを基に必要に応じて子供に合ったものに変えていきます。

新設の学級でも、入級する子供の実態を考慮した日課が組まれていると思います。もし、はっきりとしたものがない場合は、子供にゆっくりと付き合いながら、学校生活のリズムがつかめるように活動を組み立てていきましょう。

生活リズムをつくる

- ・ 登校から下校まで、子供が見通しをもって生活できるように、一定の基本的な流れがあることが大切です。
- ・ 朝のスタートは、ゆっくりとした気持ちで始まるようにします。
- ・ 子供の興味・関心のある活動を、午前と午後にそれぞれ一つは設定する等、子供の実態に合わせて工夫しましょう。

柔軟性のある日課

- ・ 小学校低学年の子供は、その日によって情緒面や体調が異なることがあります。子供の状態に合わせて変更できる柔軟性のあるものがよいでしょう。
- ・ 交流学級への参加の仕方は学校によって異なります。多くの時間を交流学級で過ごしている場合は、子供が疲れたり、飽きてきたりすることもあります。教室から出て、少し気分転換を図ることが必要な場合もあります。
- ・ 小学校高学年では、昨年度までの流れがしっかりと定着し、見通しをもって行動できる子どももいます。実際には、昨年度までの日課を確認しながら、今年度の日課の工夫をするのもよいでしょう。

活 動	確 認 事 項
朝の会	<ul style="list-style-type: none">・ 交流学級、特別支援学級のどちらに行くのか、ランドセルやカバン、学習用具等はどちらに置くのか、朝の会は両方で行うのか等、交流先の学級とのスケジュールを確認しておきます。
学習活動	<ul style="list-style-type: none">・ 交流及び共同学習で実施する教科等を確認します。・ 学級の活動では、子供が意欲的に活動できるよう、興味・関心や得意なことを踏まえて学習活動を工夫します。
給 食	<ul style="list-style-type: none">・ 給食の場所を交流先の学級にするか、特別支援学級にするか、前年度の様子を参考にしながら設定します。
帰りの会	<ul style="list-style-type: none">・ 交流学級、特別支援学級のどちらで行うのかを確認しながら設定します。

始業式・入学式が終わると、多くの学校では、臨時の時間割で授業が進むことがあります。子供や保護者が安心できるように、学校の予定を考えながら、2週間程度の臨時の時間割を作っておくことが必要です。



(3) その他4月当初の学級事務等

① 学級事務

その他、4月当初にしておくべき学級事務を見通しておきましょう。できるだけ早めに取り組んでおくと、スムーズな学級運営につながります。

前担任からの引き継ぎ

継続の学級である場合、関係書類の引き継ぎとともに、前担任と直接打合せを行いましょう。新設の場合は、関係機関からの入学（転入）書類を確認しましょう。そして、入級前の学校や園の担当者とできるだけ早く打合せをし、情報を得るようにしましょう。

指導要録の整備・記入

- ・ 「学籍の記録」については、通常の学級と同様に記入します。
 - ・ 「指導の記録」については、教育課程に応じて検討します。
- ※ 特別支援学級の様式を利用して、記入しましょう。
- ・ 4月当初は、「学籍の記録」の必要事項、「指導の記録」の児童生徒氏名や学級編制、入学時の状態（新入学の場合）について記入します。

出席簿・名簿・連絡網の作成

通常の学級と同様です。

ゴム印等の事務用品の確認

ゴム印の氏名の確認をしましょう。新設の学級の場合は、事務用品等を早めに確認、準備しましょう。

健康診断票、歯の検査票、家庭環境調査票等の確認

通常の学級と同様です。

学級費や教材費の会計事務

消耗品や交流学級での教材費等の取り扱いについて確認しておきましょう。（場合によっては、子供の教材が前年度から注文されていることがあるので注意が必要です。）

② 週時程の作成

特別支援学級では、子供の障害の状態によっては、通常の学級の教育課程を適用することが適切でない場合があります。その場合には、特別の教育課程を編成することができます（→「3 教育課程」参照）。週時程を作成するためには、前年度に教育委員会に届け出た教育課程がどのように編成されているかを確認する必要があります。

週時程作成の手順

(1) 実態把握

- ★ 学級担任として、まず、子供の実態に関する情報を整理します。
 - 学年相当の学習が困難であると予想される教科は何か。
 - 交流及び共同学習で履修可能な教科は何か。
 - 下学年の教科内容で履修可能な内容は何か。
 - 知的障害特別支援学校の各教科等を取り入れた方がよいものは何か。（知的障害特別支援学級のみ。）
 - 知的障害特別支援学校の各教科を、教科ごとに指導を進めていくよりも、教科等を合わせて指導した方が子供にとって学習しやすいものは何か。（知的障害特別支援学級のみ。）
 - 着替え、食事、排泄等身辺処理の状況はどうか。 等

(2) 指導内容、指導の形態の決定

- ★ 実態把握の結果を踏まえて、次に、「どんな指導内容を取り上げるか」更には「指導の形態をどのようにするか」を考えます。
 - 子供の実態に応じて、教科の系統性を踏まえながら、教科学習を設定します。このとき、交流及び共同学習はどのように実施するかも合わせて検討します。
 - 知的障害がある場合には、各教科等を合わせた指導の導入を検討していきます。（知的障害特別支援学級のみ。）

(3) 授業時数の配分

- ★ それぞれの教科等に、どの程度の時間数を配分するか考えます。

(4) 時間割の作成

- ★ 時間割の作成に当たっては、次の点に配慮しましょう。
 - 子供に分かりやすい表示の仕方をしましょう。（例：「自立活動」→「のびのびタイム」等）
 - 交流及び共同学習については、子供にとって必要な内容を十分吟味して取り組むことが大切です。場合によっては、題材による「期間限定参加」も考えられます。交流学級の担任、保護者の理解・協力を得ながら決定します。
 - 特別教室の割り当て等は、可能な範囲で、調整する段階から、特別支援学級が使いやすいように考慮、検討してもらうことが大切です。

③ 学級経営案の作成

学校や学年の目標に即し、子供の障害の状態及び特性等を考慮して、年間を通しての学級経営の目標や方針を明確にし、計画を作成します。

学級経営案の形式

まずは、各校のスタイルに基づいて記入します。

子供の状態が十分に書きづらい形式の場合は、学級独自の形式を考え、記入していくことが必要になります。また、特別支援学級の学級経営案の特徴として、「交流及び共同学習」をどう進めていくかという方針についても、盛り込む必要があります。

作成に当たってのポイント

どのような子供なのか

- 個々の子供の実態
- 集団としての学級の実態
- 取り巻く環境 等



どのような子供に 育てていきたいのか

- 本人の願い
- 保護者の願い
- 教師の願い 等



そのためにどうするのか

- 教育課程
- 指導計画
- 交流及び共同学習
- 家庭や地域との連携
- 学期ごとの計画の修正 等

学級経営案の項目例

学級目標 目指す子供像、子供の姿	学期ごとの評価		
	1学期	2学期	3学期
経営の方針、経営の重点、達成目標等	反省及び変更点		
	1学期	2学期	3学期
学級の実態 子供個々の実態（個別に記入する）	反省及び変更点		
	1学期	2学期	3学期
経営の具体的実践事項	項目ごとの反省と評価、次年度への申し送り等を記入		
（主に以下の項目について記入する） <ul style="list-style-type: none"> • 学習面 • 生活面 • 特別活動、学校行事、集会への参加の仕方 • 健康安全 • 教室環境、備品 • 交流及び共同学習の方針 • 家庭、地域との連携 • その他、特記事項 等 			

④ 出席簿、指導要録の作成

出席簿については、通常の学級と同じ様式のものを使用し、記載についても同じです。

指導要録については、様式1「学籍に関する記録」は通常の学級も特別支援学級も同じ様式です。様式2「指導に関する記録」については、実際の様式を参照しながら、記入上留意すべき点を確認しておきます。ただし、記述に関する詳細については、所管する教育委員会に相談してください。

小学校自閉症・情緒障害特別支援学級の場合（例示）

様式2（指導に関する記録）

児童氏名		学年		区分					
				学年					
				指導要録					
各教科の学習の記録				特別の教科指導					
教科	観点	学年	学年	学習状況及び進捗後に係る成果の様子					
国語	知識・技能		1						
	思考・判断・表現		2						
	主体的に学習に取り組む態度		3						
社会	知識・技能		4						
	思考・判断・表現		5						
	主体的に学習に取り組む態度		6						
算数	知識・技能		5						
	思考・判断・表現		6						
	主体的に学習に取り組む態度		6						
理科	知識・技能		3						
	思考・判断・表現		4						
	主体的に学習に取り組む態度		5						
生活	知識・技能		4						
	思考・判断・表現		5						
	主体的に学習に取り組む態度		6						
音楽	知識・技能		3						
	思考・判断・表現		4						
	主体的に学習に取り組む態度		5						
図画工作	知識・技能		5						
	思考・判断・表現		6						
	主体的に学習に取り組む態度		6						
家庭	知識・技能		5						
	思考・判断・表現		6						
	主体的に学習に取り組む態度		6						
体育	知識・技能		5						
	思考・判断・表現		6						
	主体的に学習に取り組む態度		6						
外国語	知識・技能		5						
	思考・判断・表現		6						
	主体的に学習に取り組む態度		6						

児童氏名		学年						学年										
行動の記録												入学時の障害の状態						
項目	学年	1	2	3	4	5	6	項目	学年	1	2	3	4	5	6			
基本的な生活習慣								思いやり・協力										
健康・体力の向上								生命尊重・自然愛護										
自主・自律								勤労・奉仕										
責任感								公正・公平										
創意工夫								公共心・公德心										
自立活動の記録												入学時の障害の状態						
第1学年	<p>「自立活動の記録」の欄には、指導の目標、指導内容、指導の結果の概要等を記述します。その際には、個別の指導計画における指導の目標、指導に関する記録を踏まえた記述になるよう留意します。</p>																	
第2学年																		
第3学年																		
総合所見及び指導上参考となる諸事項																		
第1学年							第4学年											
第2学年							第5学年	<p>・算数においては第3学年の目標・内容を適用した。</p>										
第3学年							第6学年											
出欠の記録																		
学年	授業日数	出席日数	欠席日数	欠席理由	出席日数	備考												
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		

自閉症・情緒障害特別支援学級では、基本的には当該学年の教科の目標・内容で指導します。しかし、児童によって、当該学年ではなく、下学年対応で指導している場合には、指導している学年（下学年）を「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に記入した上で、指導している学年（下学年）の規準で評価を行います。

例えば、所属学年は第5学年。算数は第3学年を指導している場合、その旨を「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に記述し、第3学年の評価規準で評価を行うこととなります。



小学校知的障害特別支援学級の場合（例示）

様式2（指導に関する記録）

児童氏名	学校名	区分	学年	1	2	3	4	5	6
各教科・特別活動・自立活動の記録									
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

ここに示されている各教科等は、知的障害特別支援学校の教科等です。

この欄には特別支援学校学習指導要領に示す小学部の各教科等の目標、内容に照らし、具体的に定めた指導内容、達成状況を文章で記述します。その際には、個別の指導計画における指導の目標、指導に関する記録を踏まえた記述になるように留意します。また、小学校の各教科と同様に育成を目指す資質・能力の三つの柱で目標及び内容が整理されていることを踏まえ、学習評価においても観点別学習状況を踏まえて文書記述を行います。（※記入例参照）

生活単元学習等、各教科等を合わせて指導した場合についても、各教科等の達成状況を、各教科、領域ごとに記載します。

教科等ごとの区分を示す線がないのは、教育課程及び指導目標や内容によって、記入枠を設定できるようにしてあるからです。

児童氏名

特別の教科 道徳

学習状況及び道徳性に係る成長の様子

※観点別学習状況を踏まえた記入例
【各教科の評価の観点】

- ① 知識・技能
- ② 思考・判断・表現
- ③ 主体的に学習に取り組む態度

（例）1年 算数

- ①様々な仲間分けの用途や機能に気づき、②ものの用途や機能に着目して、③自分から絵カードやものの分類に取り組むことができた。

入学時の障害の状態

総合所見及び指導上参考となる諸事項

第1学年	第4学年
第2学年	第5学年
第3学年	第6学年

出欠の記録

区分	授業日数	出席日数	出席率	欠席日数	欠席理由	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						

各教科が小学校の当該学年の教科の内容や下学年の教科の内容を取り扱う場合は、通常の学級の様式を利用します。

小学校の教科と知的障害特別支援学校の教科等が混在している場合には、上に示した様式を使用した上で通常の学級の書式を加えて使用します。

当該学年の教科又は下学年の目標内容で学んだ教科の評価については、通常の学級の「各教科の学習の記録」に当該学年の目標又は適用した下学年の教科に準拠して、観点別学習状況及び評定について記入します。

左上の様式の各教科は、知的障害特別支援学校の教科です。したがって、この「生活」は、小学校の「生活」ではありません。また、「社会」や「理科」「家庭」でもありません。この欄に、例えば、工場見学のことや観察・実験のことが書かれるのは不適切であるといえます。

小学校学習指導要領に示される教科の目標や内容を扱う場合左の様式を使用し、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、教科の区別ができるように記入しておきます。例えば、対象児童を第4学年とすると、「生活、国語、算数については特別支援学校（知的障害）の教科、体育、図画工作については当該学年の教科、音楽については下学年（第2学年）の教科を適用している」といった記述になります。



中学校自閉症・情緒障害特別支援学級の場合（例示）

様式2（指導に関する記録）

生徒氏名		学校名		区分	学年	1	2	3
				学級				
				担任者				

科目	観点	学年			別	観点	学年		
		1	2	3			1	2	3
国語	知識・技能				別	知識・技能			
	思考・判断・表現					思考・判断・表現			
	主体的に学習に取り組む態度					主体的に学習に取り組む態度			
評定									
特別の教科指導									
社会	知識・技能				学年	学習状況及び進捗後に係る従来の様子			
	思考・判断・表現					学習状況及び進捗後に係る従来の様子			
	主体的に学習に取り組む態度					学習状況及び進捗後に係る従来の様子			
評定									
総合的な学習の時間の記録									
理科	知識・技能				学年	学習活動	観点	評定	
	思考・判断・表現					学習活動	観点	評定	
	主体的に学習に取り組む態度					学習活動	観点	評定	
評定									
数学	知識・技能				学年	学習活動	観点	評定	
	思考・判断・表現					学習活動	観点	評定	
	主体的に学習に取り組む態度					学習活動	観点	評定	
評定									
英語	知識・技能				学年	学習活動	観点	評定	
	思考・判断・表現					学習活動	観点	評定	
	主体的に学習に取り組む態度					学習活動	観点	評定	
評定									
保健体育	知識・技能				学年	学習活動	観点	評定	
	思考・判断・表現					学習活動	観点	評定	
	主体的に学習に取り組む態度					学習活動	観点	評定	
評定									
技術・家庭科	知識・技能				学年	学習活動	観点	評定	
	思考・判断・表現					学習活動	観点	評定	
	主体的に学習に取り組む態度					学習活動	観点	評定	
評定									
芸術	知識・技能				学年	学習活動	観点	評定	
	思考・判断・表現					学習活動	観点	評定	
	主体的に学習に取り組む態度					学習活動	観点	評定	
評定									
外国語	知識・技能				学年	学習活動	観点	評定	
	思考・判断・表現					学習活動	観点	評定	
	主体的に学習に取り組む態度					学習活動	観点	評定	
評定									

生徒氏名												
行動の記録												
項目	学年	1	2	3	項目	学年	1	2	3	入学時の障害の状態		
基本的な生活習慣					思いやり・協力							
健康・体力の向上					生命尊重・自然愛護							
自主・自律					勤労・奉仕							
責任感					公正・公平							
創意工夫					公共心・公徳心							
自立活動の記録												
第1学年	<div style="border: 2px dashed red; padding: 10px; margin: 5px;"> 「自立活動の記録」の欄には、指導の目標、指導内容、指導の結果の概要等を記述します。その際には、個別の指導計画における指導の目標、指導に関する記録を踏まえた記述になるよう留意します。 </div>										入学時の障害の状態	
第2学年												
第3学年												
総合所見及び指導上参考となる諸事項												
第1学年	・数学においては第1学年の目標・内容を適用した。										入学時の障害の状態	
第2学年												
第3学年												
区分	授業回数	出席回数	出席しなかった回数	欠席回数	出席回数	出席しなかった回数	欠席回数	出席回数	出席しなかった回数	欠席回数	備考	
学年												
1												
2												
3												

自閉症・情緒障害特別支援学級では、基本的には当該学年の教科の目標・内容で指導します。生徒によって、当該学年ではなく、下学年対応で指導している場合については、指導している学年（下学年）を「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に記入した上で、指導している学年（下学年）の規準で評価を行います。

例えば、所属学年は第3学年。数学は第1学年を指導している場合、その旨を「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に記述し、第1学年の評価規準で評価を行うこととなります。



中学校知的障害特別支援学級の場合（例示）

様式2（指導に関する記録）

生徒氏名	学校名	区分	学年	1	2	3
		管理番号				

各教科・特別活動・自立活動の記録

教科	観点	学年			教科	観点	学年		
		1	2	3			1	2	3
国語	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度				国語	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度			
社会	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度				特別活動	学習状況及び道徳性に係る成長の様子			
数学	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度				総合的な学習の時間	学習状況及び道徳性に係る成長の様子			
理科	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度				学習活動	観点	評価	入学時の障害の状態	
音楽	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度				第1学年				
美術	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度				第2学年				
保健体育	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度				第3学年				
家庭科	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度				第1学年				
外国語	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度				第2学年				
					第3学年				

ここに示されている各教科等は、知的障害特別支援学校の教科等です。

この欄には特別支援学校学習指導要領に示す中学部の各教科等の目標、内容に照らし、具体的に定めた指導内容、達成状況を文章で記述します。その際には、個別の指導計画における指導の目標、指導に関する記録を踏まえた記述になるように留意します。また、中学校の各教科と同様に育成を目指す資質・能力の三つの柱で目標及び内容が整理されていることを踏まえ、学習評価においても観点別学習状況を踏まえて文書記述を行います。（※記入例参照）

生活単元学習等、各教科等を合わせて指導した場合についても、各教科等の達成状況を、各教科、領域ごとに記載します。

教科等ごとの区分を示す線がないのは、教育課程及び指導目標や内容によって、記入枠を設定できるようにしてあるからです。

各教科が中学校の当該学年の教科の内容や下学年の教科の内容を取り扱う場合は、下の様式を利用します。

様式2（指導に関する記録）

生徒氏名	学校名	区分	学年	1	2	3
		管理番号				

各教科の学習の記録

教科	観点	学年			教科	観点	学年		
		1	2	3			1	2	3
国語	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度				国語	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度			
社会	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度				特別活動	学習状況及び道徳性に係る成長の様子			
数学	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度				総合的な学習の時間	学習状況及び道徳性に係る成長の様子			
理科	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度				学習活動	観点	評価	入学時の障害の状態	
音楽	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度				第1学年				
美術	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度				第2学年				
保健体育	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度				第3学年				
家庭科	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度				第1学年				
外国語	知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度				第2学年				
					第3学年				

中学校の教科と知的障害特別支援学校の教科等が混在している場合には、上に示した様式を使用した上で通常の学級の書式を加えて使用します。当該学年の教科又は下学年の目標内容で学んだ教科の評価については、通常の学級の「各教科の学習の記録」に当該学年の目標又は適用した下学年の教科に準拠して、観点別学習状況及び評定について記入します。

生徒氏名

特別の教科 道徳
学習状況及び道徳性に係る成長の様子

第1学年				
第2学年				
第3学年				

総合的な学習の時間の記録

学年	学習活動	観点	評価	入学時の障害の状態
第1学年				
第2学年				
第3学年				

出欠の記録

学年	区分	授業日数	出席日数	欠席日数	出席日数	欠席日数	備考
1							
2							
3							

※観点別学習状況を踏まえた記入例
【各教科の評価の観点】

- ① 知識・技能
- ② 思考・判断・表現
- ③ 主体的に学習に取り組む態度

（例）1年 国語

- ①主語と述語との関係に気付き、②相手に伝えるように事柄の順序整理をして構成を考え、③自分から進んでお気に入りの本の紹介文を書くことができた。

中学校学習指導要領に示される教科の目標や内容を扱う場合は、左の様式を使用し、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、教科の区別ができるように記入しておきます。例えば、対象生徒を第3学年とすると、「国語、社会、数学、理科については特別支援学校（知的障害）の教科、保健体育、美術については当該学年の教科、音楽については下学年（第1学年）の教科を適用している」といった記述になります。



⑤ 教科用図書の採択

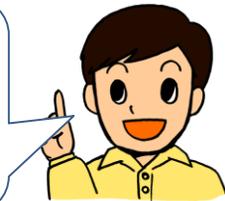
特別の教育課程を編成している特別支援学級では、子供の実態から文部科学省検定済教科書を使用して学習を行うことが適当でない場合、他の適切な教科用図書を使用することができます。

教科用図書の採択

- ① 各教科の文部科学省検定済教科書の中から該当学年のものを選定
- ② 各教科の文部科学省検定済教科書の中から下学年のものを選定
- ③ 文部科学省著作教科書（国語、算数・数学、音楽）の中から選定
（知的障害特別支援学級のみ）
- ④ ①～③までの中で適当なものがない場合、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（絵本等）の中から選定
（知的障害特別支援学級のみ）

採択は1教科につき、1教科書となります。

文部科学省著作教科書及び附則第9条規定による図書の見本は、各地域の指定された学校、岡山県総合教育センター内に設置されている岡山県中央教科書センターに展示されていますので、参考にしてください（特定の期間）。下の表は文部科学省著作教科書の一覧です。“☆本（ほしぼん）”と呼ぶこともあります。



文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科書（☆印教科書）一覧

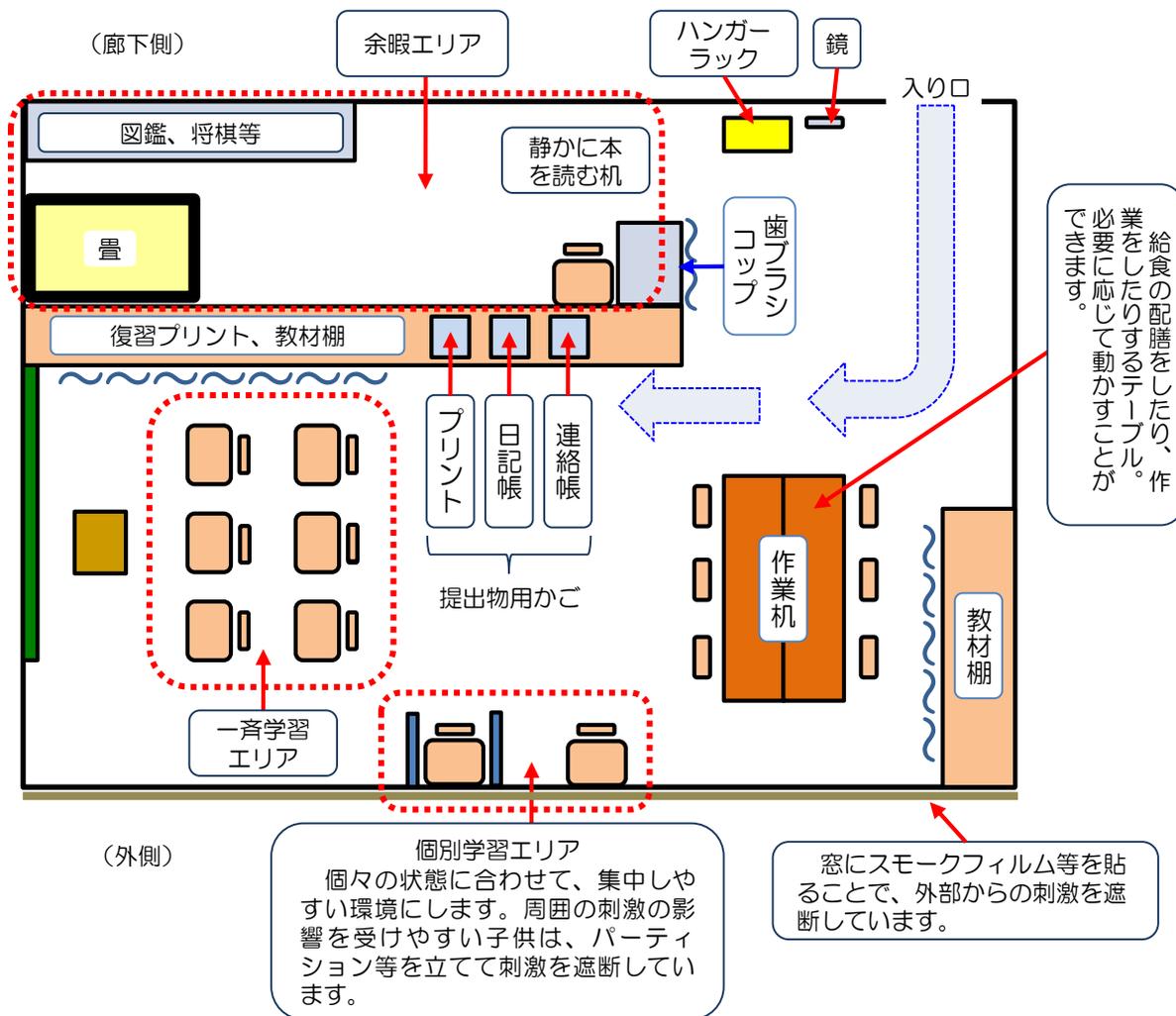
学部	教科名	使用学年	書名	発行者
小学部用	国語	第1～6学年	こくご ☆ こくご ☆☆ こくご ☆☆☆	東京書籍株式会社
	算数	第1～6学年	さんすう ☆ さんすう ☆☆ (1) さんすう ☆☆ (2) さんすう ☆☆☆	東京書籍株式会社
	音楽	第1～6学年	おんがく ☆ おんがく ☆☆ おんがく ☆☆☆	東京書籍株式会社
中学部用	国語	第1～3学年	国語 ☆☆☆☆	東京書籍株式会社
	数学	第1～3学年	数学 ☆☆☆☆	東京書籍株式会社
	音楽	第1～3学年	音楽 ☆☆☆☆	東京書籍株式会社

2 教室環境

教室は学校生活の拠点となります。子供の実態に即して、過ごしやすく、安全で健康的な活動しやすい教室にしましょう。

例えば、集中することが難しい子供の場合には、子供の席から見える範囲に気を取られやすいものがないように留意しましょう（道具の置き場や教材等）。

【ある中学校特別支援学級の教室の例】



★場所と活動の意味を一致させる

教室は、学習したり、着替えたり、休憩したりする等、多目的に使用されます。しかし、このことが、自閉症のように、場所のもつ意味の理解を苦手とする子供の混乱を引き起こしている原因の一つと考えられます。したがって、教室環境の整え方の方針として、対象となる子供の実態によっては、一つの活動には一つの場所を確保することを考えていきましょう。例えば、室内を活動ごとにパーティション等で仕切ることで、「ここは、これを行う場所」という意味を明確にすることが考えられます。

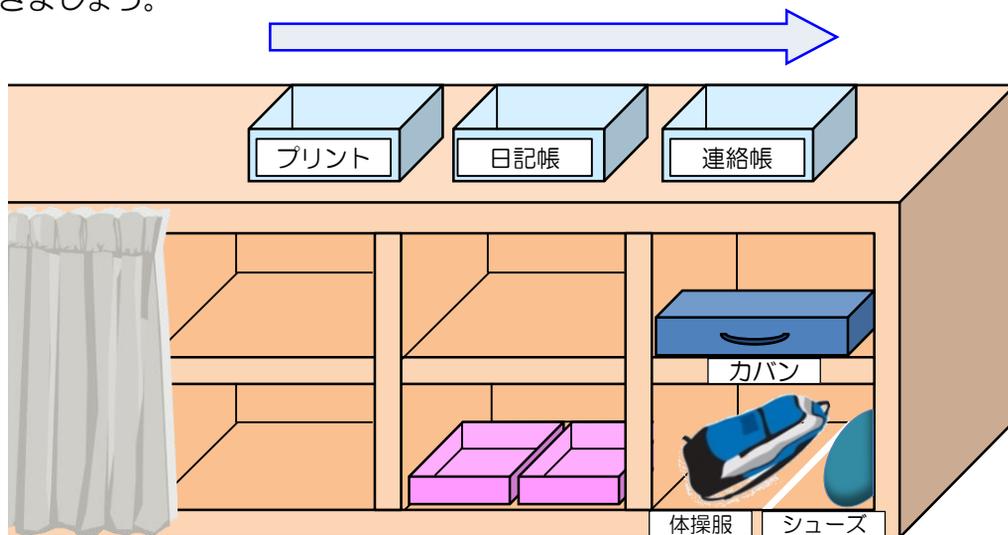
変化への対応に困難さのある子供にとっては、好きなことや休憩時間の遊びから学習に切り替えることが難しいので、場所を変えることによって切り替えやすくなるようにします。例えば、学習エリアと余暇エリアを分けて設定し、学習に使わないものは余暇エリアの方に置くようにする等です。

★動線を意識する

例えば、子供が朝登校してから、どのように動いていくと朝の活動をスムーズに行うことができるかをイメージしながら、活動に応じたスペースを配置していくことが大切です。

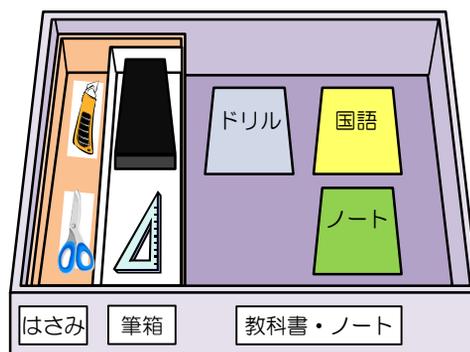
★置き場所を決め、表示する

ロッカーや棚の一つ一つに、中に入れるものを分かりやすく表示（名前のラベルや写真を貼る等）しておきましょう。



★仕切りやかご等で、しまう場所を区別する

机の中には、例えば、右図のような入れ物で作成した引き出しを入れます。プラスチックかごや箱で仕切り、小物を入れる場所にします。



朝すること	● ● ● ● ●
① 連絡帳、日記帳、宿題プリントをかごに入れる。	●
② 教科書、ノートを机に入れる。	●
③ 筆箱を机に入れる。	
④ カバンをロッカーに入れる。	
⑤ <small>こんちゅうずかん</small> 昆虫図鑑を読む。	

★手順を確認できるようにする

例えば、朝、教室に入ってからすることをリストにして、提示する等しておきます。



これだと分かりやすいな！
最後に、僕の大好きな昆虫図鑑が読めるから頑張るぞ！

朝の準備がなかなかできない子供には、本人の楽しみや好きなことを手順の最後に入れて、活動意欲を高めます。

3 教育課程

(1) 特別の教育課程の編成

特別支援学級は、障害のある子供を対象として特別に編成された学級です。小学校又は中学校の中に設置された学級であるため、教育課程は、小学校又は中学校の学習指導要領に基づいて編成されることが原則となります。

しかし、子供の障害の状態を考慮すると、小学校又は中学校の教育課程をそのまま適用することが必ずしも適切でない場合があります。そのため、学校教育法施行規則第138条において、特に必要がある場合には、**特別の教育課程**によることができると規定されています。

原則

小学校又は中学校の教育課程に基づいて編成

子供の障害の状態を考慮し、特に、必要がある場合には、以下のような教育課程が組めます。



自閉症・情緒障害特別支援学級における特別の教育課程

- ① 各教科の内容
下学年の各教科の目標及び内容に替えることができる。
- ② 「自立活動」の指導
学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした「自立活動」を取り入れること。

知的障害特別支援学級における特別の教育課程

- ① 各教科の内容
下学年や特別支援学校（知的障害）の各教科の目標及び内容に替えることができる。
適切な教科用図書を使用できる。
- ② 各教科等を合わせた指導
知的障害のある児童生徒を教育する場合には、必要に応じて、各教科、特別の教科 道徳（以下「道徳科」という）、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導することができる。
- ③ 「自立活動」の指導
学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした「自立活動」を取り入れること。

同じ特別支援学級なのに、自・情の学級と知的の学級で違いがあるのは、なぜかしら...？



特別の教育課程を編成する際に、自閉症・情緒障害特別支援学級と知的障害特別支援学級とに違いがあるのは、『適切な教育支援を行うために～一人一人の教育的ニーズに応じた一貫した支援の充実～』（2017、岡山県教育庁特別支援教育課）の「自閉症、情緒障害について」¹⁾に記載されている次のような基準に沿って、就学指導がなされているからです。



自閉症・情緒障害者

1 自閉症又はそれに類するもので他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも

2 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

特別支援学級
(自閉症・情緒障害)

(障害の判断に当たっての留意事項)

自閉症・情緒障害特別支援学級において教育することが適当な場合は、自閉症又はそれに類するものために、意思疎通や対人関係、行動に問題が認められ、通常の学級での学習では成果を上げることが困難であり、特別な教育内容・方法による指導を必要とする場合である。

その際、学校教育法施行令第22条の3の表、知的障害者の項に達しない程度の知的障害を併せ有する場合は、障害の状態に応じて、知的障害特別支援学級における教育を受けることについて検討することが必要である。

その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討し、総合的な見地から判断すること。

特別支援学級
(知的障害)

『適切な教育支援を行うために～一人一人の教育的ニーズに応じた一貫した支援の充実～』より関係箇所を一部抜粋



簡単に言うと、岡山県では、「自閉症又はそれに類する」場合で、知的障害を「併せ有する」場合は、知的障害特別支援学級で学習するようになっている、ということです。したがって、自閉症・情緒障害特別支援学級で学ぶ子供には、原則として“知的障害がない”ということが前提になります。

そのために、学級種によって、前ページのような教育課程編成の違いが生じるというわけです。つまり、知的障害特別支援学級は、知的障害特別支援学校の教育課程を導入できますが、自閉症・情緒障害特別支援学級は知的障害がない子供が学んでいるため、導入する根拠がないので、通常の学級と同じ扱いになるのです。

NGです!



- ・ 自閉症・情緒障害特別支援学級で、知的障害がない子供に「生活単元学習」や「作業学習」等の、知的障害特別支援学校の教育課程を参考にした指導を実施する。
- ・ 中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級で、該当学年の各教科を学習しているのにも関わらず、学級担任が全ての教科を指導する。等

(2) 特別の教育課程編成の手順

特別の教育課程を編成する場合には、以下のような点に配慮します。

① 子供の実態把握

- ◆ 一人一人の障害の状態や程度、特性を十分に把握します。
 - ・ 障害の状態 … 医学的診断の結果、行動の特性、健康の状態 等
 - ・ 発達や経験の程度 … 生育歴、発達の程度や特性、発達検査、指導記録 等
 - ・ 興味・関心 … 学習の状況、学習や遊び等への興味・関心
 - ・ 生活や学習環境 … 家庭・地域での生活の様子
 - ◆ 学習状況を把握します。
 - ◆ 身辺処理等の生活の様子やコミュニケーション能力、対人関係、運動能力等、実態を多面的に捉え、子供の姿が見えるように整理します。
 - ◆ 保護者、養護教諭、交流学級の担任等からの情報を集め、担任だけの限定された実態把握ではなく、よりの確な実態把握となるようにします。
 - ◆ 学級の状況（在籍人数や在籍学年の幅）も考慮します。
- ※ 子供の实態把握は一時点で十分に把握することは困難であり、また、現在の子供の実態を固定的に捉えないようにする必要があります。日常の指導の中で、これまで気付かなかった子供の新しい側面を発見しようとする姿勢が、よりの確な実態把握につながります。

② 指導内容の決定

- ◆ 子供一人一人の教育目標を達成するためには、どのような指導内容が必要であるのかを明らかにします。
 - ・ 学年相当の学習が可能であると予想される教科と困難であると予想される教科は何か。
 - ・ 交流及び共同学習で参加可能だと予想される教科は何か。
 - ・ 下学年の指導内容の適用が望ましいとされる内容は何か。
 - ・ 各教科等を合わせて指導を行う（知的障害特別支援学級）場合がよいかどうか。
 - ・ 着替え、食事、排泄等、身辺処理状況はどうか。
- ◆ 各教科等の指導内容を考えます。
各教科等の指導内容については、小学校・中学校学習指導要領及び各教科の解説、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び解説で示されています。

③ 授業時数の配当

- ◆ 総授業時数や各教科等の授業時数については、小学校又は中学校に準ずることになります。
- ◆ 子供の实態を考慮して、子供の負担過重にならないよう各教科等の授業時数を配当します。

④ 時間割の作成

- ◆ 地域や学校、子供の实態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かし、時間割を弾力的に編成します。

* 教育課程の届け出

- ◆ 特別支援学級において、特別の教育課程を編成する場合は、各市町村の教育委員会の管理規則等に従って、届け出ることが必要です。

4 自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程の編成

自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程の編成については、原則として、小・中学校の該当学年の教育課程の編成を基準とします。ただし、下の図のように、学級や子供の実態に応じて、小・中学校の各教科の内容を下学年の目標及び内容に替えることができます。また、特別支援学校学習指導要領を参考にして、「自立活動」を取り入れます。

自閉症・情緒障害特別支援学級における特別の教育課程

- ① 各教科の内容
下学年の各教科の目標及び内容に替えることができる。
- ② 「自立活動」の指導
学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした「自立活動」を取り入れること。

特に、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導の領域である自立活動の指導を取り入れ、編成することは大切な視点です。

自立活動の授業時数は、子供の障害の状態に応じて適切に定めることとされており、明確な基準が示されているわけではありません。しかし、年間総授業時数は各学年ごとに定められているので、自立活動の時間を設定すると、その授業時数分、他の授業時数を削減することになります。

このため、子供一人一人の障害の状態等に即した適切な指導を行うためには、その子供にとって、何が重要であるかを十分に考慮し、バランスのよい教育課程を編成することが大切です。

小学校第2学年と第6学年が在籍している場合の週時程表の例

	月		火		水		木		金	
	2年	6年	2年	6年	2年	6年	2年	6年	2年	6年
1	国語	理科	国語	理科	国語	社会	国語	国語	生活	総合
2	音楽	理科	国語	国語	図工	家庭	図工	図工	生活	総合
3	体育	自立活動	自立活動	音楽	体育	家庭	音楽	自立活動	算数	算数
4	算数	算数	生活	社会	国語	国語	算数	算数	国語	国語
5	自立活動	体育	算数	算数	算数	算数	道徳	道徳	学活	体育
6		社会		英語			国語	英語		学活

◇ 第2学年：自立活動の時間は、国語から1単位時間、体育から1単位時間を充てている。教科は、全て第2学年の学習内容である。

◇ 第6学年：自立活動の時間は、国語から1単位時間、体育から1単位時間を充てている。教科は、算数のみ下学年対応にしている。

中学校第3学年が在籍している場合の週時程表の例

	月	火	水	木	金
1	国語	社会	英語	理科	数学
2	英語	数学	技・家	社会	国語
3	数学	保体	理科	道徳	理科
4	音楽	自立活動	数学	総合	社会
5	理科	英語	国語	総合	英語
6	社会	美術	保体		学活

◇ 自立活動の時間は英語から1時間を充てている。教科は全て学年対応である。

生活単元学習が時間割にないけど、実施しないのかなあ...?



自・情の学級は、知的障害がないことが前提だから、知的障害特別支援学校の教育課程の「生活単元学習」が時間割に出てくることは、原則としてないんですよ。



5 知的障害特別支援学級の教育課程の編成

知的障害特別支援学級において子供を教育する場合には、知的障害があるために、小学校・中学校の各教科等の目標や内容をそのまま適用することが適切でない場合があります。

そこで、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にし、子供の知的発達の種類や学校生活・社会生活への適応の状況、生活経験を考慮しながら教育課程を編成し、適切な指導内容を選択することが重要です。

知的障害特別支援学級における 特別の教育課程

- ① 各教科の内容
 下学年や特別支援学校（知的障害）の各教科の目標及び内容に替えることができる。
 適切な教科用図書を使用できる。
- ② 各教科等を合わせた指導
 知的障害のある児童生徒を教育する場合には、必要に応じて、各教科、道徳科、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導することができる。
- ③ 「自立活動」の指導
 学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした「自立活動」を取り入れること。

知的障害者を教育する特別支援学校では、特に必要がある場合は、各教科、道徳科、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができると規定されています。

また、従来から各教科等を合わせた指導として、「日常生活の指導」「生活単元学習」「遊びの指導」「作業学習」等が実践されています。



そこで、知的障害特別支援学級では、特別支援学校の各教科等で編成する場合には、各教科等を合わせた指導、教科・領域別の指導を組み合わせる必要がある場合があります。

なお、総合的な学習の時間については、特別支援学級が小・中学校に設置された学級であることから、適切な時間を設定する必要があることに留意する必要があります。

小学校第3学年が在籍している場合の週時程表の例

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導				
2	算数	国語	算数	国語	算数
3	生活単元学習	道徳	生活単元学習	音楽	生活単元学習
4		体育		体育	
5	音楽	総合	国語	学活	図工
6		総合			図工

中学校第1学年が在籍している場合の週時程表の例

	月	火	水	木	金
1	国語	外国語	数学	国語	外国語
2	数学	国語	総合	数学	国語
3	社会	数学	生活単元学習	保体	理科
4	理科	美術		道徳	社会
5	自立活動	保体	音楽	職・家	総合
6	保体	学活		職・家	自立活動

「合わせる」ことについての素朴な疑問...???

ところで、なぜ、各教科等を「合わせる」のだろう…？



それから、「合わせる」各教科等とは、通常の小・中学校の各教科等のことなのかなあ…？



知的障害がある場合、教科や領域ごとに別々に指導された内容を統合して、生活に役立たせる知識にまとめていくことに困難さがあると考えられます。そこで、教科ごと領域ごとに分けて指導するのではなく、生活に結び付いた実質的で具体的な活動を学習活動の中心に据え、それを実質的な状況下で指導することが効果的であるといえます。

また、この「各教科等を合わせた指導」は、小・中学校の各教科等ではなく、知的障害特別支援学校の各教科等です。上に述べたように、知的障害があることを前提とした指導の形態ですから、当然、知的障害特別支援学校の各教科等になります。

参考① ～特別支援学校（知的障害）の教育課程の構造～

指導の内容

教科

- ・小学部 … 生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育
- ・中学部 … 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭（必修）
外国語は、学校の判断で必要に応じて設けることができる。その他、特に必要な教科を各学校の判断によって設けることができる。

領域

- ・道徳科
- ・外国語活動（小学部第3学年以上）は、学校の判断で必要に応じて設けることができる。
- ・特別活動
- ・自立活動

総合的な学習

（※小学部は除く）

指導の形態

教科別に指導を行う場合

- 各教科
- ・生活
- ・国語
- ・算数、数学等
- ・音楽等

道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動の時間を設けて指導を行う場合

- 道徳科
- 外国語活動
- 特別活動
- 自立活動

各教科等を合わせて指導を行う場合

- 日常生活の指導
- 遊びの指導
- 生活単元学習
- 作業学習

総合的な学習の時間
（小学部は除く）

参考② ～特別支援学校（知的障害）の各教科とは～

特別支援学校（知的障害）の各教科とは、どのような目標や内容になっているのでしょうか。

実は、特別支援学校（知的障害）の目標や内容は、学年別に示されているのではなく段階別に示されています。その理由は、発達期における知的機能の障害が、同一学年であっても、個人差が大きく、学力や学習状況も異なるからです。そのため、段階を設けて示すことにより、個々の児童生徒の実態等に即して、各教科の内容を精選して、効果的な指導ができるようにしています。ここでは、国語科を例として取り上げ、目標や内容を概観してみましよう。

(1) 目標の構成

学習指導要領の改訂により、国語科そのものの目標に加えて、各段階の目標が新たに設定され、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理されました。下の表は、小学部・中学部の国語科の各段階の目標です。

小学部・中学部 国語科 各段階の目標	
小学部 1段階	<p>ア 日常生活に必要な身近な言葉が分かり使うようになるとともに、いろいろな言葉や我が国の言語文化に触れることができるようにする。（「知識及び技能」以下同じ）</p> <p>イ 言葉をイメージしたり、言葉による関わりを受け止めたりする力を養い、日常生活における人との関わりの中で伝え合い、自分の思いをもつことができるようにする。（「思考力、判断力、表現力等」以下同じ）</p> <p>ウ 言葉で表すことやそのよさを感じるとともに、言葉を使おうとする態度を養う。（「学びに向かう力、人間性等」以下同じ）</p>
小学部 2段階	<p>ア 日常生活に必要な身近な言葉を身に付けるとともに、いろいろな言葉や我が国の言語文化に触れることができるようにする。</p> <p>イ 言葉が表す事柄を想起したり受け止めたりする力を養い、日常生活における人との関わりの中で伝え合い、自分の思いをもつことができるようにする。</p> <p>ウ 言葉がもつよさを感じるとともに、読み聞かせに親しみ、言葉でのやり取りを聞いたり伝えたりしようとする態度を養う。</p>
小学部 3段階	<p>ア 日常生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に触れ、親しむことができるようにする。</p> <p>イ 出来事の順序を思い出す力や感じたり想像したりする力を養い、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を身に付け、思い付いたり考えたりすることができるようにする。</p> <p>ウ 言葉がもつよさを感じるとともに、図書に親しみ、思いや考えを伝えたり受け止めたりしようとする態度を養う。</p>
中学部 1段階	<p>ア 日常生活や社会生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しむことができるようにする。</p> <p>イ 順序立てて考える力や感じたり想像したりする力を養い、日常生活や社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えをもつことができるようにする。</p> <p>ウ 言葉がもつよさに気付くとともに、図書に親しみ、国語で考えたり伝え合ったりしようとする態度を養う。</p>
中学部 2段階	<p>ア 日常生活や社会生活、職業生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しむことができるようにする。</p> <p>イ 筋道立てて考える力や豊かに感じたり想像したりする力を養い、日常生活や社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えをまとめることができるようにする。</p> <p>ウ 言葉がもつよさに気付くとともに、いろいろな図書に親しみ、国語を大切に、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。</p>

(2) 内容の構成

学習指導要領の改訂により、従前、「聞くこと・話すこと」、「書くこと」、「読むこと」の3領域で構成していた内容が、「知識及び技能」及び「思考力、判断力、表現力等」に構成し直されました。

下の表は、特別支援学校（知的障害）の小学部と中学部の国語科の内容（「思考力、判断力、表現力等」のA聞くこと・話すこと）です。

	聞くこと・話すこと
小学部 1段階	ア 教師の話や読み聞かせに応じ、音声を模倣したり、表情や身振り、簡単な話し言葉などで表現したりすること。 イ 身近な人からの話し掛けに注目したり、応じて答えたりすること。 ウ 伝えたいことを思い浮かべ、身振りや音声などで表すこと。
小学部 2段階	ア 身近な人の話に慣れ、簡単な事柄と語句などを結び付けたり、語句などから事柄を思い浮かべたりすること。 イ 簡単な指示や説明を聞き、その指示等に応じた行動をすること。 ウ 体験したことなどについて、伝えたいことを考えること。 エ 挨拶をしたり、簡単な台詞などを表現したりすること。
小学部 3段階	ア 絵本の読み聞かせなどを通して、出来事など話の大体を聞き取ること。 イ 経験したことを思い浮かべ、伝えたいことを考えること。 ウ 見聞きしたことなどのあらまじや自分の気持ちなどについて思い付いたり、考えたりすること。 エ 挨拶や電話の受け答えなど、決まった言い方を使うこと。 オ 相手に伝わるよう、発音や声の大きさに気を付けること。 カ 相手の話に関心を持ち、自分の思いや考えを相手に伝えたり、相手の思いや考えを受け止めたりすること。
中学部 1段階	ア 身近な人の話や簡単な放送などを聞き、聞いたことを書き留めたり分からないことを聞き返したりして、話の大体を捉えること。 イ 話す事柄を思い浮かべ、伝えたいことを決めること。 ウ 見聞きしたことや経験したこと、自分の意見などについて、内容の大体が伝わるように伝える順序等を考えること。 エ 自己紹介や電話の受け答えなど、相手や目的に応じた話し方で話すこと。 オ 相手の話に関心を持ち、分かったことや感じたことを伝え合い、考えをもつこと。
中学部 2段階	ア 身近な人の話や放送などを聞きながら、聞いたことを簡単に書き留めたり、分からないときは聞き返したりして、内容の大体を捉えること。 イ 相手や目的に応じて、自分の伝えたいことを明確にすること。 ウ 見聞きしたことや経験したこと、自分の意見やその理由について、内容の大体が伝わるように伝える順序や伝え方を考えること。 エ 相手に伝わるように発音や声の大きさ、速さに気を付けて話したり、必要な話し方を工夫したりすること。 オ 物事を決めるために、簡単な役割や進め方に沿って話し合い、考えをまとめること。

※『特別支援学校学習指導要領解説各教科等編（小学部・中学部）』（平成30年3月）に基づき作成。



特別支援学校学習指導要領解説を読むと、例えば、「聞くこと・話すこと」の小学部1段階の「身近な人からの話し掛けに注目したり」とは、家族や友達など身近な人から話し掛けられた状況を受け止め、関心を持って話し手を見ることがと書いてあるわ。これが「聞く」ことの初歩になるのね。

次に、中学部2段階を見ると、「相手や目的に応じて、自分の伝えたいことを明確にすること」と書いているわ。生徒の生活の広がりに伴う事物や人との関わりの中で、言葉を用いて伝えたいことを明確にして伝えたり、対話の経験を積み重ねたりすることを通して、高等部での職業教育などを意識しながら、将来の職業生活に必要な国語を身に付けることが大切なんですわ。

知的障害特別支援学校の各教科は、実際の生活に深く関連しているのね。

6 障害の状態等に応じた指導

(1) 教科別に指導を行う場合

教科別の指導とは、時間割の中に、各教科の時間を設けて指導することです。指導を行う教科やその授業時数の定め方は、対象とする子供の実態によっても異なります。一人一人の子供の障害の状態や発達段階等に応じた教科別の指導を展開しましょう。

知的障害のある子供の各教科の指導

知的障害のある子供の学習では、小・中学校の各教科の目標や内容を踏まえて指導しますが、子供の実態によっては、小・中学校の学習内容が適切ではない場合もあります。

そこで、教科別の指導を計画するに当たっては、一人一人の子供の興味・関心、学習状況、生活経験等を十分に考慮した内容を選択、組織することが大切になります。

また、特別の教育課程を編成する場合は、特別支援学校学習指導要領の知的障害者を教育する特別支援学校の各教科を参考に編成することができます。

小・中学校の各教科

- ◆小学校 … 国語、社会（第3～6学年）、算数、理科（第3～6学年）、生活（第1・2学年）、音楽、図画工作、家庭（第5・6学年）、体育、外国語（第5・6学年）
- ◆中学校 … 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語

知的障害者を教育する特別支援学校の各教科

- ◆小学部 … 生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育
- ◆中学部 … 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、外国語（選択）

Check point 1

～特別支援学校の「生活」と小学校の「生活」との違い～

特別支援学校（知的障害）小学部の各教科である「生活」は、小学校第1・2学年の各教科である「生活」と同じ教科名ですが、内容には大きな違いがあります。

特別支援学校（知的障害）小学部の「生活」は第1～6学年を通して履修します。内容は、3段階に分けて構成（「段階」については下の「Check point 2」を参照）されています。具体的には、「基本的生活習慣」「安全」「日課・予定」「遊び」「人との関わり」「役割」「手伝い・仕事」「金銭の扱い」「きまり」「社会の仕組みと公共施設」「生命・自然」「ものの仕組みと働き」の12の内容から構成されており、例えば、「基本的生活習慣」の内容は、更に「食事」「用便」「寝起き」「清潔」「身の回りの整理」「身なり」に分けられています。特別支援学校学習指導要領解説に「日々の日課に即して、実際の指導をしていくことや具体的な活動や体験を通して多様な学習活動行うこと」と示されているように、基本的には、時間割の中で単独に位置付くというよりも、「生活単元学習」や「日常生活の指導」等の「各教科等を合わせた指導」の中心的な教科として位置付くことになります。

一方、小学校の「生活」は、単独で時間割に位置付き、「学校と生活」「家庭と生活」「地域と生活」「公共物や公共施設の利用」「季節の変化と生活」「自然や物を使った遊び」「動植物の飼育・栽培」「生活や出来事の伝え合い」「自分の成長」という九つの内容から構成されています。

Check point 2

～「学年別」ではなく「段階別」～

特別支援学校（知的障害）各教科の内容は、学年別には示されておらず、段階別（小学部3段階、中学部2段階、高等部2段階）に示されています。その理由は、対象とする子供の学力等が、同一学年であっても、知的障害の状態や経験等が様々であり、個人差が大きいからです。例えば、中学部に所属している子供でも、小学部段階の内容を学習する場合があります（ただし、教科名は変えられません）。

(2) 道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動の時間を設けて指導を行う場合

道徳科、外国語活動（小学校のみ）、特別活動、自立活動の時間を設けて指導を行う際には、子供の実態によって適切に取り扱うことが必要です。それぞれのねらいと子供の実態に応じて指導の工夫をしましょう。

特別の教科 道徳

特別支援学級においても、通常の学級と同様に、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てることをねらいとしています。道徳科の時間は、小学校、中学校の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を密に図りながら進めていきます。

特別支援学級の子供は、その障害の状態により、様々な面で経験不足になりがちです。そこで、道徳科の時間における指導においても、各教科等との関連を密にしながら、経験を広げていくことが必要です。

知的障害のある子供の場合は、より生活に結び付いた内容を具体的な活動を通して指導することが効果的です。

外国語活動

外国語活動は、外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養うことをねらいとしています。

ただ、特別支援学校学習指導要領解説では、知的障害を対象とする小学部において、「外国語活動については、児童や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。」とし、小学部3学年以上の児童を対象として、国語科の3段階の目標及び内容を学習する児童が学べることができるように目標及び内容が設定されています。

そこで、知的障害特別支援学校の学習指導要領を取り入れている小学校特別支援学級（知的障害特別支援学級）の場合には、外国語活動のねらいや学習内容等から実施が可能と判断される場合には、交流学級での外国語活動の授業への参加や特別支援学級での指導時間の設定等行うことができます。また、知的障害がなく、外国語活動を行う場合には、以下のことに配慮して指導する必要があります。

- ① 児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、指導内容を適切に精選するとともに、その重点の置き方等を工夫すること。
- ② 指導に当たっては、自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

特別活動

特別活動は、学級活動や学校行事等、集団活動を通して、自分の役割を意識し、仲間と協力して活動する中で、集団の一員としての自覚をもちたり、積極的に責任を果たしたりすることができるようにしていきます。

指導内容については、障害の状態に応じて、活動の種類や時期、実施方法等について考えます。

自立活動についての素朴な疑問...???



Q1: 「自立活動」とは、将来、自立した生活を送ることができるようになるために、例えば、自分一人で料理を作ったり、洗濯したり、買い物練習をしたりするなど、生活スキルを指導するものと考えていいのでしょうか？



A1: 「自立活動」の「自立」とは、“生活の自立”という意味ではありません。もちろん、生活スキルを指導することは大切なことですが、「自立活動」が担っている指導内容ではないのです。
「自立活動」とは、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導領域です。



Q2: 「自立活動」とは、学習場面で、教師がそばにいないくても、一人で課題に取り組むことができるようにするための指導でしょうか？

A2: それは、「自立活動」を“自立した活動”と捉えて、自学自習ができるようにするという発想ですが、それも、「自立活動」の趣旨とは異なっています。

では、「自立活動」とは、一体、どういう指導なのでしょう...？

自立活動は、特別支援学校の教育課程に特別に設けられた領域で、次のような目標の下に指導を行います。

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

そもそも特別支援学級に在籍している児童生徒は、障害による困難があるために特別支援学級に入級しています。ですから、通常の学級に在籍している児童生徒と比べて、学習や生活の様々な場面において困難が生じやすい状況にあると考えられます。要するに、通常の学級の児童生徒と同じような教育を進めていくだけでは十分とは言えないわけです。

そこで、この一人一人の児童生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために、「自立活動」という特別の指導領域が設定されています。自立活動の指導を行うことによって、障害のある児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指しているのです。

自立活動における個別の指導計画は次の手順で作成します。



① 「実態把握」

② 「課題を抽出し、課題相互の関連を整理」

③ 実態に即した「指導目標の設定」

④ 個々の指導目標を達成するために必要な「項目の選定」

⑤ 選定した項目を関連付けた「具体的な指導内容の設定」

「特別支援学校学習指導要領解説自立活動編【平成30年】（以下「自立活動編」という）」の103ページから、自立活動における個別の指導計画作成の手順について説明されています。

また、自立活動の指導の基本として、個別の指導計画を作成した具体的な指導内容を設定するまでの流れの例等は、28ページからと巻末に示されています。

上記の③④に関わる自立活動の「内容」は、下記のように6区分27項目で示されています。その中から個々の児童生徒の障害の状態や発達の程度に応じて必要な項目を選定し、関連付けて具体的な指導内容を設定します。自立活動の「内容」の全てを指導するというものではありません。



1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事
- (5) 健康状態の維持・改善に関する事

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかわりの基礎に関する事
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事
- (4) 集団への参加の基礎に関する事

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用に関する事
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事
- (4) 身体の移動能力に関する事
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事
- (2) 言語の受容と表出に関する事
- (3) 言語の形成と活用に関する事
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事

岡山県総合教育センターのHPに特別支援学校の自立活動の指導に関わる「自立活動ハンドブックVer2」を掲載しています。ぜひ、ご覧ください。



(3) 各教科等を合わせて指導を行う場合

知的障害特別支援学級の教育課程においては、各教科、道徳科、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせた指導を行うことができます。

「日常生活の指導」

日常生活の指導は、児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動について、知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を踏まえながら計画的に指導するものです。

日常生活の指導は、生活科を中心として、特別活動の〔学級活動〕など広範囲に、各教科等の内容が扱われます。それらは、例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など基本的生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ることなどの日常生活や社会生活において、習慣的に繰り返される、必要で基本的な内容です。

指導に当たって考慮する点

- (ア) 日常生活や学習の自然な流れに沿い、その活動を実際的で必然性のある状況下で取り組むことにより、生活や学習の文脈に即した学習ができるようにすること。
- (イ) 毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るものであり、繰り返しながら取り組むことにより習慣化していく指導の段階を経て、発展的な内容を取り扱うようにすること。
- (ウ) できつつあることや意欲的な面を考慮し、適切な支援を行うとともに、生活上の目標を達成していくために、学習状況等にに応じて課題を細分化して段階的な指導ができるものであること。
- (エ) 指導場面や集団の大きさなど、活動の特徴を踏まえ、個々の実態に即した効果的な指導ができるよう計画されていること。
- (オ) 学校と家庭等とが連携を図り、児童生徒が学校で取り組んでいること、また家庭等でこれまで取り組んできたことなどの双方向で学習状況等を共有し、指導の充実を図るようにすること。

「遊びの指導」

遊びの指導は、主に小学部段階において、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくものです。

遊びの指導では、生活科の内容をはじめ、体育科など各教科等に関わる広範囲の内容が扱われ、場や遊具等が限定されることなく、児童が比較的自由に取り組むものから、期間や時間設定、題材や集団構成などに一定の条件を設定し活動するといった比較的制約性が高い遊びまで連続的に設定されます。また、遊びの指導の成果を各教科別の指導につながるようにすることや、諸活動に向き合う意欲、学習面、生活面の基盤となるよう、計画的な指導を行うことが大切です。

指導に当たって考慮する点

- (ア) 児童の意欲的な活動を育めるようにすること。その際、児童が、主体的に遊ぼうとする環境を設定すること。
- (イ) 教師と児童、児童同士の関わりを促すことができるよう、場の設定、教師の対応、遊具等を工夫し、計画的に実施すること。
- (ウ) 身体活動が活発に展開できる遊びや室内での遊びなど児童の興味や関心に合わせて適切に環境を設定すること。
- (エ) 遊びをできる限り制限することなく、児童の健康面や衛生面に配慮しつつ、安全に遊べる場や遊具を設定すること。
- (オ) 自ら遊びに取り組むことが難しい児童には、遊びを促したり、遊びに誘ったりして、いろいろな遊びが経験できるよう配慮し、遊びの楽しさを味わえるようにしていくこと。

「生活単元学習」

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習するものです。また、生活単元学習では、広範囲に各教科等の目標や内容が扱われます。

生活単元学習の指導では、児童生徒の学習活動は、実際の生活上の目標や課題に沿って指導目標や指導内容を組織されることが大切です。また、特別支援学校小学部において、児童の知的障害の状態等に応じ、遊びを取り入れたり、作業的な指導内容を取り入れたりして、生活単元学習を展開している学校があります。詳しくは次ページ以降を参照してください。

「作業学習」

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものです。

とりわけ、作業学習の成果を直接、児童生徒の将来の進路等に直結させることよりも、児童生徒の働く意欲を培いながら、将来の職業生活や社会自立に向けて基盤となる資質・能力を育むことができるようにしていくことが重要です。作業学習で取り扱われる作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニングなどのほか、事務、販売、清掃、接客なども含み多種多様です。

作業内容選定の条件	
<ul style="list-style-type: none">・ 段階的な指導が可能なもの・ 喜びや成就感が味わえるもの・ 原料・材料が入手しやすいもの・ 地域の特色が表れるもの	<ul style="list-style-type: none">・ 共同で作業できるもの・ 作業内容が安全であるもの・ 製品の利用価値が高いもの・ 多様な障害の生徒が取り組めるもの
主な作業種の例	
農 業	野菜 穀物 きのこと 等
園 芸	花 植木 ドライフラワー 等
畜 産	養鶏 鶉(うずら) 等
紙 工	箱 コースター 等
木 工	鉢カバー ベンチ すのこ いす 等
紙すき	はがき 便箋 コースター 等
織 工	座布団 マフラー 花瓶敷き 等
縫 工	雑巾 巾着袋 エプロン 等
窯 業	花瓶 湯飲み コーヒーカップ 小皿 等
金 工	文鎮 ちりとり 等
印 刷	名刺 はがき 等
セメント加工	ブロック 敷石 等
調理、製菓	カレーライス クッキー 等
リサイクル	空き缶 古新聞 等
レザークラフト	ペンケース 小銭入れ 等
接 客	販売 流通サービス 喫茶サービス 等
清 掃	ビルクリーニング 等

前ページでは、各教科等を合わせた指導について概観してきましたが、ここでは、その代表的な指導形態である「生活単元学習」を取り上げます。

まず、生活単元学習の指導計画の作成に当たっては、以下のような点を考慮することが重要です。

- (ア) 単元は、実際の生活から発展し、児童生徒の知的障害の状態や生活年齢等及び興味や関心を踏まえたものであり、個人差の大きい集団にも適合するものであること。
- (イ) 単元は、必要な知識や技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等の育成を図るものであり、生活上の望ましい態度や習慣が形成され、身に付けた指導内容が現在や将来の生活に生かされるようにすること。
- (ウ) 単元は、児童生徒が指導目標への意識や期待をもち、見通しをもって、単元の活動に意欲的に取り組むものであり、目標意識や課題意識、課題の解決への意欲等を育む活動をも含んだものであること。
- (エ) 単元は、一人一人の児童生徒が力を発揮し、主体的に取り組むとともに、学習活動の中で様々な役割を担い、集団全体で単元の活動に協働して取り組めるものであること。
- (オ) 単元は、各単元における児童生徒の指導目標を達成するための課題の解決に必要なかつ十分な活動で組織され、その一連の単元の活動は、児童生徒の自然な生活としてのまとまりのあるものであること。
- (カ) 単元は、各教科等に係る見方・考え方を生かしたり、働かせたりすることのできる内容を含む活動で組織され、児童生徒がいろいろな単元を通して、多種多様な意義のある経験ができるよう計画されていること。

生活単元学習の指導を計画するに当たっては、一つの単元が、2、3日で終わる場合もあれば、1学期間など長期にわたる場合もあるため、年間における単元の配置、各単元の構成や展開について組織的・体系的に検討し、評価・改善する必要がある。

生活単元学習は、「各教科等を合わせた指導」という指導の形態です。各教科の内容を教えるために単元を組むものではありません。単元のテーマは、子供の実態を多面的に把握したり、子供の「～したい」という思いを総合的に捉えたりしながら設定していきます。設定したテーマに基づき、単元計画を作成していく段階で、展開に関わる活動の中に内在する教科に関連する指導内容が抽出されてくることになります。

つまり、子供にとっては、生活上の目標を達成したり、課題を解決したりする活動に取り組む過程で、いろいろな領域や教科の内容が身に付くことになります。

具体的には、お世話になった地域の人を招待して行う「うどんパーティーをしよう」の単元に取り組む中で、招待状の書き方や説明の仕方（国語）、重さの量り方（数学）等様々な事柄を学んでいく、そんなイメージです。

評価については、活動の視点だけでなく、各教科（例えば、国語や数学）の視点から評価することも必要です。また、子供の実際の生活の中で、評価できる場面を設定して、「～できた」と評価することも大切です。



ここで取り上げる生活上の目標や課題とは、例えば、「おいもを掘って、焼いて食べたい」「卒業生を送る会をして喜んでもらいたい」等、生活をしていく上で、子供自身が「～したい」と思っていることです。それこそが、生活上の目標や課題というべきものです。この目標や課題を設定するには、子供の実態を捉えることが必要であることは言うまでもありませんが、「～したい」という気持ちを引き出すためにも、子供の意欲的、主体的な生活の実現を目指した日々の取り組みが大変重要になってきます。

生活単元学習の単元例

生活単元学習はテーマの設定の仕方により、一般的に次のような分類がなされます。

- ◆ 学校行事と関連付けた単元 … 遠足、運動会、学習発表会、宿泊学習 等
- ◆ 季節や季節の行事と関連付けた単元 … 七夕、収穫祭、豆まき 等
- ◆ 生活上の課題を基にした単元 … 「～パーティーをしよう」「～のお店を開こう」 等
- ◆ 生活上の偶発的な事柄を基にした単元 … 「被災地のために募金をしよう」 等

以下に、子供の「～したい」という思いを大切に育て上げながら、生活単元学習を進めていった小学部の展開例の一部を示します。

単元名「やきいもパーティーをしよう」

時期	主な活動及び子供の願いと教師の導き		単元に内在している教科等の内容
	教師の導き	子供の願い	
五月中旬	<p>「ねえ、畑で何作りたい？」 「できれば、みんなで食べたいね」</p> <p>「そうだね、楽しそうだね」 「ところで、これ、何だか分かる？」 「これはね、サツマイモのつるなんだ」</p> <p>「じゃあ、みんなで調べてみる？」</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">植え方を調べてサツマイモを植える</div>	<p>「トマト」「サツマイモ」 「いいね、やきいも食べたい！」 「みんなでパーティーやりたいな」 「楽しいよ、きっと！」 「何かな？葉っぱがいっぱいだ」 「ねえ、先生、植えてみたい！」 「どうやって植えるの？」 「うん、調べる」</p>	<p>【生活】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「自然」「役割」「手伝い」に関する内容
十月下旬	<p>「今日はやきいもを買ってきたよ！」 「いいよ。みんなで食べようね」</p> <p>「じゃあ、畑に見に行こうか」</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">サツマイモを収穫する</div> <p>「数えてみようか」</p> <p>「じゃあ、一人3個ずつ持って帰ろう」</p> <p>「いいねえ。パーティーは誰とやりたいの」</p> <p>「じゃあ、招待状書こうか」 「招待状には何を書けばいいのかな」</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">招待状を書く</div> <p style="text-align: center;">⋮</p> <p>「教室もきれいに飾りたい！」 「いもの絵を描いて飾ろう」</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">教室の飾り付けをする</div> <p style="text-align: center;">⋮</p>	<p>「おいしそう！食べていいの？」 「いただきます！」 「熱いけど、おいしい！」 「甘い！」 「僕たちのおいもも、大きくなったかなあ」 「行こう、行こう！」</p> <p>「たくさんとれたよ。何個あるかな」 「うん、数える」 「38個もあったよ」 「お家にも持って帰りたいな」 「袋に詰めよう。1個、2個、3個」 「まだ、たくさんあるよ」 「やきいもパーティーやりたいな」 「ぼくは職員室の先生を呼びたい」 「私はお家の人にも来てほしい」 「書く、書く！」 「いつやるかを書かなきゃ」 「どこでやるかも」 「プログラムもいるよ」</p> <p style="text-align: center;">⋮</p> <p>「教室もきれいに飾りたい！」 「いもの絵を描いて飾ろう」</p> <p style="text-align: center;">⋮</p>	<p>【生活】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「食事」「清潔」に関する内容 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">評価も各教科等の目標に照らして行うことに留意する</div> <p>【生活】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「自然」「役割」「手伝い」に関する内容 <p>【算数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「数と計算」に関する内容 <p>【国語】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「書くこと」に関する内容 ・ 「話すこと」に関する内容 <p>【図画工作】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「表現」に関する内容

前ページの単元「やきいもパーティーをしよう」では、単元そのものに入る前に、子供の「～したい」という課題意識を明確にしつつ、醸成させていくための、言わば“プレ単元”とでもいう学習活動が5月に組み込まれています。

この“プレ単元”によって、後に展開していく本単元における子供の課題意識を、より明確にすることができます。

また、教科等の内容が先にあるのではなく、子供の課題意識を大切にしながら展開の中で、結果的に教科等の内容が身に付くということは、前に述べたとおりです。





7 個別の指導計画

「個別の指導計画」は、一人一人の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画等を踏まえ、より具体的に教育的ニーズに対応した各教科等の指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ計画です。

「個別の指導計画」は、各教職員の共通理解の下に、一人一人に応じた指導を一層進めるためのものであり、子供の実態や各教科等の特質等を踏まえて、様式や内容等を工夫して保護者と共に作成することが大切です。そして、適宜評価を行い、指導内容や方法を改善し、より効果的な指導を行うことが必要です。

個別の指導計画作成・指導の流れ

実態把握 ～アセスメント～

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| ① 子供がつまずいているところを発見する。 | ⑤ 子供がつまずいている要因を推定する。 |
| ② 子供がどこまで習得しているかを把握する。 | ⑥ どの部分で支援を必要としているかを把握する。 |
| ③ 子供の得意な面を発見する。 | ⑦ 子供本人のニーズを把握する。 |
| ④ 課題を遂行しているときの子供の様子を把握する。 | ⑧ 家族のニーズを把握する。 |

目標の設定 ～方向性を定める～

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| ① 長期目標の優先順位を決める。 | ⑤ 生活とのつながりを考慮する。 |
| ② 基本的なつまずきからアプローチする。 | ⑥ 子供本人のニーズを考慮する。 |
| ③ 他の課題への影響を考慮する。 | ⑦ 家族のニーズを考慮する。 |
| ④ 次につながるような短期目標を設定する。 | ⑧ 立てた短期目標について複数の教師で検討する。 |

指導計画の作成 ～具体的な計画～

- | | |
|---|------------------------|
| ① 子供主体の短期目標を設定する。 | ④ 子供の得意な面を生かす。 |
| ② 短期目標を明確に絞る。 | ⑤ 課題の順序を適切に配列する。 |
| ③ 観察及び評価可能な目標を設定する。
・ 条件が示されている。
・ 基準が示されている。 | ⑥ 手だての量を適切に設定する。 |
| | ⑦ 必要に応じて、計画の見直しや修正を行う。 |

修正

指導の展開 ～日々の記録・評価～

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| ① 集中時間の配慮を行う。 | ⑥ 達成状況のチェック（記録・評価）を行う。 |
| ② 無理のない課題配分にする。 | ⑦ 課題順序の適切性をチェック（記録・評価）する。 |
| ③ 抵抗感、二次障害への配慮を行う。 | ⑧ 手だての内容、量をチェックする。 |
| ④ 動機付けを高める工夫をする。 | ⑨ 指導前の仮説との整合性をチェックする。 |
| ⑤ 有用感、達成感を味わえる工夫をする。 | |

総合評価

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| ① 長期目標・短期目標や達成状況を適切に評価する。 | ③ 来学期、次年度のビジョンをもつ。 |
| ② 指導内容や方法を評価する。 | ④ 保護者への報告・説明を行う。 |

「個別の指導計画」の様式は、特に決まったものではありませんが、様式例として、『特別支援教育サポート事業ハンドブック』（2006、岡山県教育庁指導課特別支援教育室（現 岡山県教育庁特別支援教育課））に掲載されている様式を示します。（岡山県教育庁特別支援教育課Webページに記入例が示されています。）

個別の指導計画（小・中学校 特別支援学級）

氏名	学校 第 年 組 番				
記入者	記入日 平成 年 月 日				
本人の願い	保護者の願い				
医療・福祉等関係機関等からの情報・診断等		診断名・諸検査の結果			
配慮事項 共通理解事項					
得意な面 興味関心			苦手な面 避けること		
	実 態	長期目標 (1年間)	短期目標 (学期)	支援方法	評価
基本的生活習慣					
社会性 休憩時間 交流および 共同学習等					
コミュニケーション					
国 語					
算 数					
生 活					
(その他教科)					
自立活動					
その他					
支援体制	自立活動については46ページに示す自立活動の指導「手順シート」に記入した後に転記していくとよいでしょう。				

様式は必要に応じて欄を追加したり、欄のサイズを大きくしたりしながら、記入しやすいようにアレンジしましょう。

保護者の願いを大切にしましょう。

1年間程度の期間で設定します。

- 短期目標は長期目標を達成するためのステップであることが大切です。
 - 「条件（状況）」「基準」「行動」について記述しましょう。
 - ・「条件」…具体的な場面の想定
例：「学習手順を書いたカードを示されたとき」
 - ・「基準」…数値化する等明確化
例：×「タオルを丁寧に畳む」
○「タオルの端と端を合わせて半分に畳む」
例：×「読み書き計算の力を高める」
○「平仮名の清音10個を確実に読めるようになる」
 - ・「行動」…測定、観察可能な表現
例：×「かなり」「非常に」「しっかり」「きちんと」
○「〇分間に〇回」
「〇分以内に」
- (※ 適切であると考えられる表現を「○」、不適切であると考えられる表現を「×」と表示している。)

加筆修正は新たなシートに記入するのではなく、二重線で見え消しをする等して以前の記載事項を残しておきます。

- ・「目標」は子供が主語、「支援」は指導者が主語
例：×【目標】 情緒の安定を図る。
×【支援】 規則正しい生活をする。
○【目標】 安定して一日を過ごす。
○【支援】 毎日のスケジュールをできるだけ一定にし、予測ができるように写真で順に提示する。
- ・「目標」と「支援」は対応させる
例：【目標】 「〇〇のうた」で音やリズムを楽しむ。
×【支援】 鍵盤楽器や打楽器でリズム感を高める。
○【支援】 鍵盤楽器の旋律に合わせて、ジャンプや横揺れ等、全身を動かすように誘う。また、曲

の節目に気付いて、打楽器をたたく等、リズムを意識しながら自ら演奏に参加するように援助する。

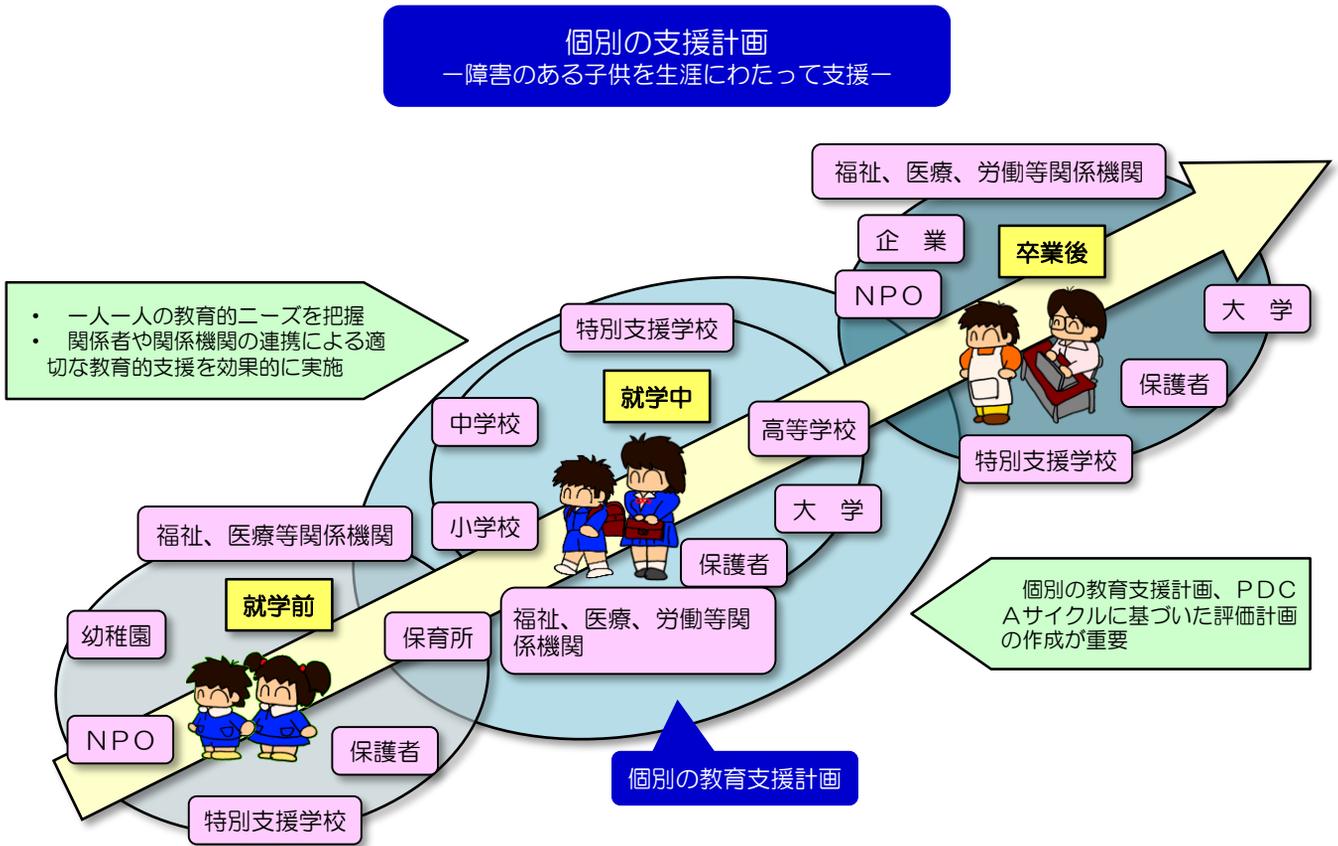
- ・「支援」は教育の専門家として工夫あるものを
例：【目標】 よく知っているものを表す2～3の単語が書けるようになる。
×【支援】 毎朝ノートに繰り返し書かせる。
○【支援】 ゲームの要素を取り入れながら、実物に文字カードを貼り付けたり、マッチングによって選択したりする等の活動を友達と楽しませた後、文字を書く練習をさせる。

8 個別の教育支援計画

「個別の教育支援計画」は、障害のある子供に関わる様々な関係者が、子供の障害の状態像に関わる情報を共有し、教育的支援の目標や内容、関係者の役割分担等について計画を作成するものです。

障害のある子供が、生涯にわたって地域の中で自立し、社会参加していくためには、教育だけでなく、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取り組みを含め、関係機関等の密接な連携協力の下に、多様な支援が確保されることが不可欠です。

そこで、障害のある子供が教育の対象である時期に、学校が中心となって、教育の視点から適切な対応をしていくという考え方の下で作成されるものが「個別の教育支援計画」です。



※ 『「個別の教育支援計画」策定に関する実際研究』（2006、独立行政法人国立特殊教育総合研究所（現 特別支援教育総合研究所））に基づき作成

「個別の支援計画」と「個別の教育支援計画」の関係については、「個別の支援計画」を関係機関等が連携協力して策定するとき、学校や教育委員会等の教育機関等が中心になる場合に、「個別の教育支援計画」と呼んでいるもので、概念としては同じものになります。「個別の教育支援計画」は、「個別の支援計画」の学校教育バージョンといってもよいでしょう。

39ページでは、「個別の教育支援計画」の様式を見ていきます。



「個別の教育支援計画」の様式も、特に決まったものではありませんが、様式例として、『特別支援教育サポート事業ハンドブック』（2006、岡山県教育庁指導課特別支援教育室（現岡山県教育庁特別支援教育課））に掲載されている様式を示します。（岡山県教育庁特別支援教育課Webページに記入例が示されています）

個別の教育支援計画（小・中学校用）

(ふりがな)	性別	生年月日	
児童生徒氏名		学年	
障害等の状況		手帳等	(平成 年 月 日交付)
住所		連絡先	
保護者名		緊急連絡先	
在籍校	コーディネーター:	連絡先	
関連する学校	コーディネーター:	連絡先	

様式は必要に応じて欄を追加したり、欄のサイズを大きくしたりしながら、記入しやすいように学校独自のものとしてアレンジすることができます。

現在の生活・将来の生活についての希望			
本人		保護者	
支援の目標			
在籍校での支援内容		在籍校での支援内容の評価	
関係機関での支援内容			
△家庭生活 1.支援機関	B余暇・地域生活 1.支援機関	C医療・健康 1.支援機関	Dその他 1.支援機関
2.支援内容	2.支援内容	2.支援内容	2.支援内容
内容の評価			
支援会議（予定も含む）			
日	時	参加者	協議内容・引き継ぎ事項等
更新履歴 (年月日) (更新内容)		担任確認欄 (年度・月日・印)	年度 年度 年度
策定日	平成 年 月 日	立	学校校長
策定担当			

長期的な期間で設定します。

支援内容例

- …の環境を整える。
 - …の場を設定する。
 - …が経験できる活動を増やす。
 - …に配慮する。
- ※交流及び共同学習についても記入しておきます。

この欄には、支援機関の担当者名、連絡先等も記入しておきましょう。支援内容については、頻度（月〇回）等も重要な情報です。

加筆修正は新たなシートに記入するのではなく、見え消しをする等して以前の記載事項を残しておきます。

「個別の教育支援計画」を活用するためのポイント

- ① 子供への的確な支援を行うためには、保護者に適切な情報を提供し、前向きに参画できるよう環境を整えることが大切です。
- ② 個々のニーズに応じた支援の目標や内容に応じて、関係機関の連携を広げていきます。地域の特別支援学校や活用できる機関を見付けましょう。
- ③ 保護者や本人の了承の下、支援に必要な個人情報を共有することで、幼稚園、学校、関係機関との信頼関係や支援へのつながりが深まります。
- ④ 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」、授業の目標との関連を図ることで、一貫した指導の方針が保たれます。
- ⑤ 障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習を推進する上で、目的や意義を明確にします。
- ⑥ 社会参加や自立を見通した長期・短期の目標設定を行い、幼稚園、小学校、中学校、高等学校への引き継ぎと一貫した支援に結び付けます。

9 交流及び共同学習

交流及び共同学習については、子供にとって必要で効果的な内容を十分に吟味して取り組むことが大切です。交流及び共同学習は、子供にとって有意義である必要があります。交流学級の担任、保護者の理解・協力を得ながら決定していきます。

交流及び共同学習は、特別支援学級の子供と他の学級や学校の子供が理解し合うための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えられます。そこで、効果的な取り組みとなるように、組織的、計画的、継続的に実施することが大切です。



通常の学級の授業に多く参加させるということと、交流及び共同学習を積極的に実施するという事は同じ意味ではありません。特別支援学級に在籍していることの意義が失われることのないように、適切にその方法や時間を定め、実施することが必要です。

交流及び共同学習の方法や内容

交流及び共同学習については、多様な方法があります。実際に活動を進めるに当たってはできるところから始め、関係者の理解を深めながら、徐々に活動の幅を広げていきましょう。

- 給食、係活動、清掃等を交流学級や特別支援学級等で共に活動
- 特定の教科（音楽、図画工作、保健体育等）を交流学級で共に学習
- 学年や交流学級の行事に学年・学級の一人として参加
- 興味・関心のもてる特定の単元や題材を選んで共に学習
- 学年や交流学級が行う総合的な学習の時間に、交流学級の一員として参加

交流及び共同学習を行う際の留意点

- 通常の学級や地域の人たちに対しては、障害についての正しい知識、適切な支援や協力の仕方等について理解を促すことが必要です。
- 特別支援学級の子供に対しては、積極的な行動や支援・協力の求め方、断り方、自分の気持ちの表現の仕方等について一緒に考えたり励ましたりすることが大切です。
- 活動の際は、子供が主体的に取り組めるようにすることが大切です。
- 事故の防止に努め、活動が子供の負担過重にならないようにします。

10 保護者との連携

保護者や家庭との連携・協力は教育の基盤です。その重要性は、特別支援教育においても同様です。障害があるために、周囲から受ける影響によって、子供の状態像が大きく変わることを考えると、保護者との安定した関係づくりは一層大切であるといえます。

障害のある子供の保護者の心情とは…

子供が胎内にいると分かった時から、両親は生まれてくる子供への様々な思いを巡らせます。その思いは、通常、健康で元気な赤ちゃんのイメージであると思われます。

したがって、障害のある子供の誕生は、子供の両親にとって、大きな混乱を与えるものだといえます。また、子供が成長するにつれて、周りの同年齢の子供と様子が違うことに気が付き、心配や不安を感じることもあります。

ドローターら(1975)は、障害受容の経過を「Ⅰ. ショック(周囲に対して心を閉ざしてしまう)」「Ⅱ. 否認(障害を認めたくない)」「Ⅲ. 悲しみ・怒り・不安(なぜ、私の子が…)」「Ⅳ. 適応(事実の受け止め)」「Ⅴ. 再起(障害のある我が子と共に生活していこう)」としています。また、たとえ、我が子の障害を受容できたとしても、その状態がずっと続くとは限りません。子供の成長の節々では、感情が揺れ動くこともあるのです。

このように、保護者は絶望や希望の感情を抱き、迷い苦しみながらも、今日まで我が子を育ててこられました。そういった背景に思いを寄せながら、保護者との関係づくりを進めていくことが大切です。

保護者との連携の第一歩

保護者との連携の第一歩は、まず、保護者の気持ちや願いを共感的に受け止めていくことです。上述したように、保護者には、これまで、大きな苦勞や悩み、不安があったことが想像されます。場合によっては、保護者自身が周囲の理解を得られず、苦しい状況であったことも予想できます。

したがって、担任は保護者に対して、これまでの子育てに敬意とねぎらいの気持ちで接するとともに、これからは、共に子供の可能性を引き出し、力を伸ばしていきたいという思いを伝えることが大切です。いきなり、保護者に「〇〇してほしい」「親として～すべきだ」というスタンスで接することは、必ずしもよい結果につながるとは限らないと考えられます。

保護者の信頼を得るために…



信頼



お母さん、今日、学校楽しかったよ！

今日、こんなことができたよ！

今日、先生に褒められたんだ！



11 各種援助制度

子供の障害種別や障害の状態によって、本人や家族を援助するために、教育、福祉、医療、労働等において各種援助制度があります。保護者や関係機関との連携を図る上でも、主なものについて知っておくことが大切です。

特別支援教育就学奨励費

特別支援学級で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じて、国及び地方公共団体が補助する仕組みです。

◆ 支給項目

- ① 学校給食費 ② 交通費（通学費、職場実習交通費、交流及び共同学習交通費）
- ③ 修学旅行、校外活動参加費 ④ 学用品等購入費 ⑤ 新入学児童生徒学用品費等

◆ 支給窓口

小・中学校においては、各市町村の教育委員会より支給されています。各学校の事務担当者が窓口になって、事務を担当しています。

特別児童扶養手当

身体に障害を有する児童について、その児童の看護に当たる父若しくは母、又は父母に代わる養育者に対して、この手当が支給されます。

◆ 対象

20才未満の障害児であって、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に定められた障害状態である者。所得制限があります。

◆ 手続き

市役所・町村役場に認定請求書及び必要な書類（戸籍謄本、診断書、住民票等）を提出します。審査の上、申請した日の翌月から郵便局で支給されます。

療育手帳

知的障害者が、指導や相談、各種援助を受けることにより、生活しやすくなるための手帳です。

◆ 対象

おおむね18歳までに知的機能の障害が現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの援助を必要とする状態にある者。

◆ 手続き

市町村福祉事務所で所定の手続きの上、児童相談所又は知的障害者更生相談所で判定を受ける必要があります。障害の程度により、手帳には「A」「B」の2種類があります。

身体障害者手帳

身体障害者が、指導や相談、各種援助を受けることにより、生活しやすくなるための手帳です。

◆ 対象

障害の程度により1級から6級までがあり、等級は指定医師の診断書・意見書を参考にして知事が決定する。

◆ 手続き

市町村福祉事務所で相談、申請をします。

★ 巻末資料

①学習指導案様式例

学習指導案の作成に当たっては、特に決まった書式はなく、指導者が自分の考えや提案を具体的に表現することが大切です。ただし、少なくとも、次の点を学習指導案に示す必要があります。

- 1 授業の目標や内容等と子供の実態との関連
- 2 単元全体の展開における本時の位置付けや他の単元及び教科等との関連
- 3 本時における子供の学習活動の想定と実態に応じた手だて
- 4 本時における評価の明確な位置付け

ここからは、「授業づくりハンドブック～学習指導案と学習評価の考え方について～」（平成30年3月 岡山県特別支援学校長会、岡山県教育庁特別支援教育課）に掲載されている学習指導案の様式例を紹介しますので参考にしてください。



自閉症・情緒障害特別支援学級 各教科の学習指導案例

*基本的には小学校・中学校と同じ考え方で作成します。

第○学年 ○○科学習指導案

平成○○年○○月○○日 (○) 第○校時 ○○教室 指導者：○○ ○○

1 単元(題材)名

2 単元(題材)の目標

- ◆ 学習指導要領で示された目標及び内容を踏まえて設定する。

3 単元(題材)の評価規準

知識及び技能	思考力・判断力・表現力等	主体的に取り組む態度

- ◆ 評価規準の各観点名は、小学校・中学校・高等学校の指導要領に基づいた各学年・各教科の表現で記述する。
- ◆ 児童(生徒)がどのような学習状況であれば、単元(題材)目標が達成できたと判断するのか、その拠り所となる規準を年間計画に基づいて観点ごとに簡潔に記述する。

4 指導と評価の計画 (全○時間)

次	時	主な学習活動	評価の観点			評価規準及び評価方法
			知	思	主	
一	1		○			<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学習活動に応じて評価規準を具体的に書く。 ◆ 評価方法も合わせて書く。 ◆ 評価の観点が二つの場合は、評価の観点の○印等に対応するように評価規準及び評価方法を書く。
	2				○	
二	1			◎		
	2				○	
	3			○		
三	1		○			

5 指導上の立場

○単元(題材)観

- ◆ 既習事項との関連
- ◆ 今後の展開

○児童(生徒)観

- ◆ 既習事項の定着度など
- ◆ 前単元までの実態
- ◆ 本単元で育てたい望ましい児童(生徒)像

○指導観

- ◆ 教師の願い、意図
- ◆ 具体的な手だて
- ◆ 仮説、その他の配慮事項

下学年適応の児童(生徒)の場合、先に児童(生徒)の実態を記入することで、下学年の単元を学習する理由が分かるため、単元(題材)観と児童(生徒)観を入れ替える場合もあります。



6 児童(生徒)の本単元(題材)に関する実態及び手だてや配慮事項

児童(生徒)名	本単元(題材)に関する実態	手だてや配慮事項
A児		
B児		
C児		

- ◆ 本単元(題材)に対する児童(生徒)の実態と、目標を達成するために必要な個別の手だてや配慮事項を記入する。
- ◆ 人数が少なく、指導上の立場に詳しい実態や手だて等を記入している場合は、省略してもよい。

7 本時案 (第○次 第○時)

(1) 本時の目標

- ◆ 単元(題材)の指導計画に即して、本時の学習活動の目標を具体的に示す。
- ◆ 単元(題材)の目標や評価規準との整合を図る。

個別の評価は、学習指導案には明記しなくてもよいですが、評価基準を設定しておく必要があります。個別の評価は、その評価基準と照らし合わせながら個別に行います。

(2) 展開

学習活動	教師の指導・支援	学習評価
1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 例：〈児童(生徒)が〉～できるよう～する。 ○ 例：〈児童(生徒)が〉～できるように～を一緒に確認する。 ◆ 学習活動に対して主となる指導・支援を書く。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 例：～を理解している。〔知・技〕 (ノートの記述) ◆ 本時の目標との整合を図る。評価の場面は、学習集団や児童(生徒)の実態に合わせて設定するが、1、2か所に絞ることが望ましい。 ◆ 評価規準を具体的に書く。 ◆ 評価の観点や方法を書く。
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">めあて</div> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 児童(生徒)の目的意識のまとめや活動目標など、本時のめあてを示す。 ◇ 本時で何をどのように学ぶのか見通しがもてるようにする。 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学習活動に沿って指導・支援の意図、工夫、手だてなどについて留意すべきことを具体的に書く。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予想される児童の反応に応じた手だて ・ 児童(生徒)一人一人の学習進度に応じた手だて ・ 児童(生徒)が主体的に学習を進めるための手だて ・ 資料提示の機会や方法 ・ 効果的な学習方法や学習形態の工夫、準備物等 ◆ 学習活動と教師の指導・支援との関わりを対応させて書く。 ◆ 「努力を要する」状況(C)と判断される場合における児童(生徒)への手だての例を示す。 ◆ 「十分満足できる」状況(A)となるようにするための児童(生徒)への手だての例を示す。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 評価規準を具体的に書く。 ◆ 評価の観点や方法を書く。
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">まとめ</div> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 教師による学習のまとめと児童(生徒)による学習の振り返りを行う。 ◇ 本時に何を学んだのかが分かるように整理し、めあてと対応したまとめの文章表現の例を示す。 	<p>〔評価の観点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 知識及び技能 ◇ 思考力・判断力・表現力等 ◇ 主体的に取り組む態度
5		<p>(評価の方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 発言の内容 ◇ 行動の観察 ◇ ノートの記述 ◇ ワークシートの記述等

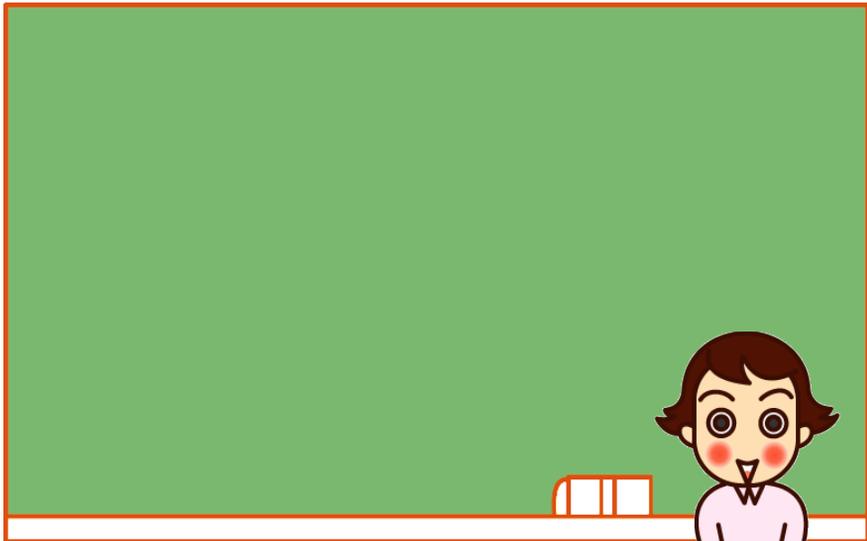
◎「おおむね満足できる」状況(B)と判断する児童の姿の例
◇本時の評価規準に照らして、本時でねらう児童の姿を具体的に書く。

○：指導案に書く項目
◆：注意事項
◇：項目内の内容および注意事項

8 その他

(1) 板書計画

◆その他、配置図や準備物等は、必要に応じて記入する。



知的障害特別支援学級 各教科の学習指導案例①

*当該学年もしくは、下学年の各教科の目標及び内容に替える場合

第○学年 ○○科学習指導案

平成○○年○○月○○日 (○) 第○校時 ○○教室 指導者：○○ ○○

1 単元(題材)名

2 単元(題材)設定の理由

○児童(生徒)観

- ◆ 既習事項の定着度など
- ◆ 前単元までの実態
- ◆ 本単元で育てたい望ましい児童(生徒)像

○単元(題材)観

- ◆ 既習事項との関連
- ◆ 今後の展開

○指導観

- ◆ 教師の願い、意図
- ◆ 具体的な手だて
- ◆ 仮説、その他の配慮事項

3 単元(題材)の目標

- ◆ 学習指導要領で示された目標及び内容を踏まえて設定する。

4 単元(題材)の評価規準

知識及び技能	思考力・判断力・表現力等	主体的に取り組む態度

- ◆ 評価規準の各観点名は、小学校・中学校・高等学校の指導要領に基づいた各学年・各教科の表現で記述する。
- ◆ 児童(生徒)がどのような学習状況であれば、単元(題材)目標が達成できたと判断するのか、その拠り所となる規準を年間計画に基づいて観点ごとに簡潔に記述する。

5 指導と評価の計画（全○時間）

次	時	主な学習活動	評価の観点			評価規準及び評価方法
			知	思	主	
一	1		○			<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学習活動に応じて評価規準を具体的に書く。 ◆ 評価方法も合わせて書く。 ◆ 評価の観点が二つの場合は、評価の観点の○印等に対応するように評価規準及び評価方法を書く。
	2				○	
二	1			◎		
	2				○	
	3			○		
三	1		○			

6 児童(生徒)の本単元(題材)に関する実態及び手だてや配慮事項

児童(生徒)名	本単元(題材)に関する実態	手だてや配慮事項
A児		
B児		
C児		

- ◆ 本単元(題材)に対する児童(生徒)の実態と、目標を達成するために必要な個別の手だてや配慮事項を記入する。
- ◆ 人数が少なく、指導上の立場に詳しい実態や手だて等を記入している場合は、省略してもよい。

7 本時案（第○次 第○時）

（1）本時の目標

- ◆ 単元(題材)の指導計画に即して、本時の学習活動の目標を具体的に示す。
- ◆ 単元(題材)の目標や評価規準との整合を図る。

個別の評価は、学習指導案には明記しなくてもよいですが、評価基準を設定しておく必要があります。個別の評価は、その評価基準と照らし合わせながら個別に行います。

(2) 展開

学習活動	教師の指導・支援	学習評価
1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 例：〈児童(生徒)が〉～できるよう～する。 ○ 例：〈児童(生徒)が〉～できるように～を一緒に確認する。 ◆ 学習活動に対して主となる指導・支援を書く。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 例：～を理解している。〔知・技〕 (ノートの記述) ◆ 本時の目標との整合を図る。評価の場面は、学習集団や児童(生徒)の実態に合わせて設定するが、1、2か所に絞ることが望ましい。 ◆ 評価規準を具体的に書く。 ◆ 評価の観点や方法を書く。
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">めあて</div> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 児童(生徒)の目的意識のまとめや活動目標など、本時のめあてを示す。 ◇ 本時で何をどのように学ぶのか見通しがもてるようにする。 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学習活動に沿って指導・支援の意図、工夫、手だてなどについて留意すべきことを具体的に書く。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予想される児童の反応に応じた手だて ・ 児童(生徒)一人一人の学習進度に応じた手だて ・ 児童(生徒)が主体的に学習を進めるための手だて ・ 資料提示の機会や方法 ・ 効果的な学習方法や学習形態の工夫、準備物等 ◆ 学習活動と教師の指導・支援との関わりを対応させて書く。 ◆ 「努力を要する」状況(C)と判断される場合における児童(生徒)への手だての例を示す。 ◆ 「十分満足できる」状況(A)となるようにするための児童(生徒)への手だての例を示す。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 評価規準を具体的に書く。 ◆ 評価の観点や方法を書く。
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">まとめ</div> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 児童(生徒)の目的意識のまとめや活動目標など、本時のめあてを示す。 ◇ 本時で何をどのように学ぶのか見通しがもてるようにする。 	<p>〔評価の観点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 知識及び技能 ◇ 思考力・判断力・表現力等 ◇ 主体的に取り組む態度
5	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 教師による学習のまとめと児童(生徒)による学習の振り返りを行う。 ◇ 本時に何を学んだのかが分かるように整理し、めあてと対応したまとめの文章表現の例を示す。 	<p>(評価の方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 発言の内容 ◇ 行動の観察 ◇ ノートの記述 ◇ ワークシートの記述等

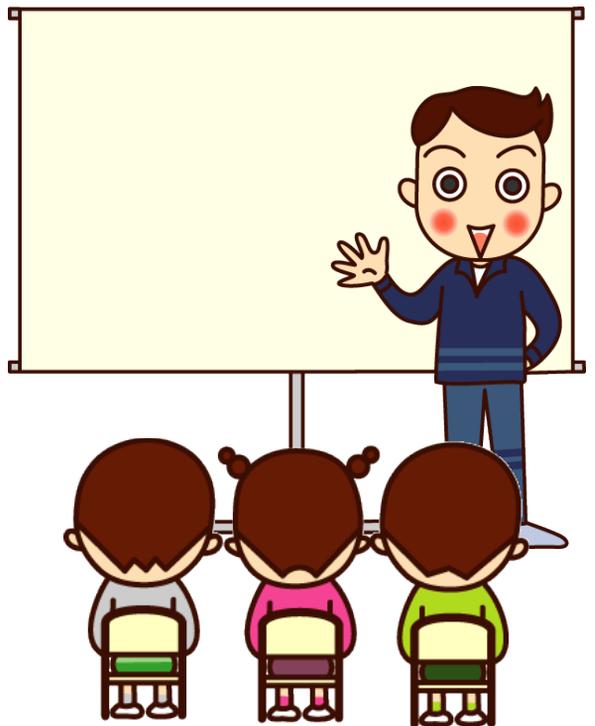
◎「おおむね満足できる」状況(B)と判断する児童の姿の例
◇本時の評価規準に照らして、本時でねらう児童の姿を具体的に書く。

○：指導案に書く項目
◆：注意事項
◇：項目内の内容および注意事項

8 その他

(1) 板書計画

◆その他、配置図や準備物等は、必要に応じて記入する。



知的障害特別支援学級 各教科の学習指導案例②

*特別支援学校(知的障害)の各教科の目標及び内容に替える場合

第○学年 ○○科 学習指導案

平成○年○月○日 (○) 第○校時 ○○教室

指導者: ○○ (T1), ○○ (T2), ○○ (T3)

1 単元(題材)名

2 単元(題材)設定の理由

(1) 児童(生徒)観

- ◆ 特別支援学校(知的障害)の学習指導要領の各教科で示されている内容ごとに、児童生徒がどの段階で、何が課題となっているのかを具体的に表記をする。その場合、個々の様子については単元(題材)における実態で表記していくので、ここでは全体的な傾向として書くことが望ましい。また、認知、コミュニケーション、身体等の実態については、単元(題材)、授業を進めていく上で参観者に情報としてあった方がより児童生徒を理解していくことができる場合は追記していく。

(2) 単元(題材)観

- ◆ 児童生徒の実態によっては、当該学部の段階より上学部、下学部の指導内容を扱うことができる。その場合、児童生徒の実態と指導内容との関連を明確にしておく必要がある。
- ◆ 単元観に「～することで～、できると考える」と記述すると、指導観と混同した書きぶりになってしまう。単元観と指導観に書く内容を整理し、単元観には単元自体の価値を書くようにするとよい。

(3) 指導観

3 単元(題材)目標

- ◆ 特別支援学校(知的障害)の学習指導要領に記載してある段階の目標を踏まえて、3観点に分けて記述する。
- ◆ 実態差のある集団であっても、段階別に分けて記述するのではなく、全員に対応するものを書くようにする。
- ◆ 教科によっては学習内容が複数に渡るものがあるが、その単元(題材)で付けたい力を考え、目標は中心となる学習内容に絞って設定してもよい。複数の学習内容を同じ比重で並列的に扱っている場合には、その単元(題材)全体を通して付けたい力を3観点で整理して書くようにするとよい。

4 単元(題材)の評価規準

知識及び技能	思考力・判断力・表現力等	主体的に学習に取り組む態度

5 単元（指導）と評価の計画（全○時間）

次	時	主な学習活動	評価の観点			評価規準及び評価方法
			知	思	主	
一	1		○			<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学習活動に応じて評価規準を具体的に書く。 ◆ 評価方法も合わせて書く。 ◆ 評価の観点が二つの場合は、評価の観点の○印等に対応するように評価規準及び評価方法を書く。
	2				○	
二	1			◎		
	2				○	

6 児童(生徒)の単元(題材)に関する個別の実態・目標

児童(生徒)名	単元(題材)に関する実態	単元(題材)に関わる個別目標

- ◆ 3観点で整理した実態の中に、個々の児童生徒が既習事項によってどのような力が付いているかを明確に書いておくと、目標とのつながりが分かりやすい。

7 本時案（第○次 第○時）

目 標	全体	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 個々の児童生徒の実態と課題を丁寧に捉え、個々の児童生徒に応じた目標を設定することが基本である。 ◆ 体育、音楽、美術等大集団で指導をする場合、課題の似通った児童生徒をグループ化し、同一目標を表記していることがあるが、あくまでも共通項としての目標である。支援等を表記していく場合は、個々の実態や課題に対応した視点で丁寧に表記することが必要である。実態や特性に違いがあるのに、同一支援では目標達成には至らない。
	個別	
	学習活動	
	1	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 大集団で授業する場合、参観の視点に合わせて対象児童生徒を絞って記述することも考えられる。絞り方としては様々あるが、「授業全体を見通せるように、実態差のある児童生徒を抽出して取り上げる」「全体の中で活動を同じくする1グループを取り上げる」など、参観者に何を見てほしいのかを明確にし、意図をもって対象児童生徒を決めるとよい。
	2	
		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 教師間の連携のあり方を参観の視点としたい場合、どの教師がどの支援をするのかを支援を書いた文章の後にかっこ付きで、(T2)(T3)のように書き加えておいてもよい。

8 本時の評価基準

氏名	A	B	C	D	E
観点					
知識及び技能					
思考力・判断力・表現力					
主体的に学習に取り組む態度					

9 教室配置図

- ◆ 抽出して本時案を書いた場合、児童生徒の位置を示しておくで参観者に分かりやすい。

知的障害特別支援学級 学習指導案例③

*特別支援学校（知的障害）における各教科等を合わせた指導を導入する場合

（例）生活単元学習

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体験的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際、総合的に学習するものです。

指導計画の作成に当たっては以下の点に考慮することが大切です。

- 単元は、実際の生活から発展し、児童生徒の知的障害の状態や生活年齢等及び興味や関心を踏まえたものであり、個人差の大きい集団にも適合するものであること。
- 単元は、必要な知識や技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等の育成を図るものであり、生活上の望ましい態度や習慣が形成され、身に付けた指導内容が現在や将来の生活に生かされるようにすること。
- 単元は、児童生徒が指導目標への意識や期待をもち、見通しをもって、単元の活動に意欲的に取り組むものであり、目標意識や課題意識、課題の解決への意欲等を育む活動をも含んだものであること。
- 単元は、一人一人の児童生徒が力を発揮し、主体的に取り組むとともに、学習活動の中で様々な役割を担い、集団全体で単元の活動に協働して取り組めるものであること。
- 単元は、各単元における児童生徒の指導目標を達成するための課題の解決に必要かつ十分な活動で組織され、その一連の単元の活動は、児童生徒の自然な生活としてのまとまりのあるものであること。
- 単元は、各教科等に係る見方・考え方を生かしたり、働かせたりすることのできる内容を含む活動で組織され、児童生徒がいろいろな単元を通して、多種多様な意義のある経験ができるよう計画されていること。

以上のことを踏まえながら、各校で生活単元学習で身に付けたい力は何かを明確にしながら、取り組む必要があります。

1 単元名

- ◆ 児童生徒が、学習活動が分かり、関心や意欲を高めることができるようなもの。
 - ・ 単元名から、「〇〇するんだな」「〇〇するのが楽しみだな」と児童生徒が感じられるようなもの。

2 単元設定の理由

(1) 児童（生徒）観

- ◆ 児童生徒の生活上の課題や、現時点での児童生徒の課題について記述する。
《例》生活の中で、したいと思っていること、関心をもっていること
よりよくできるようになりたいと感じていること
できかかっていること
したいと感じているがまだ難しいこと

(2) 単元観

- ◆ 「生活上の課題にせまるために、この単元なら、～の良さがあるから、この単元を設定する」というように、どう考えて本単元を設定したか、また、学習集団にいるすべての児童生徒の生活上の課題にせまるために、「本単元を設定することで、様々な学習活動を設定できる」といった本単元の価値を記述する。

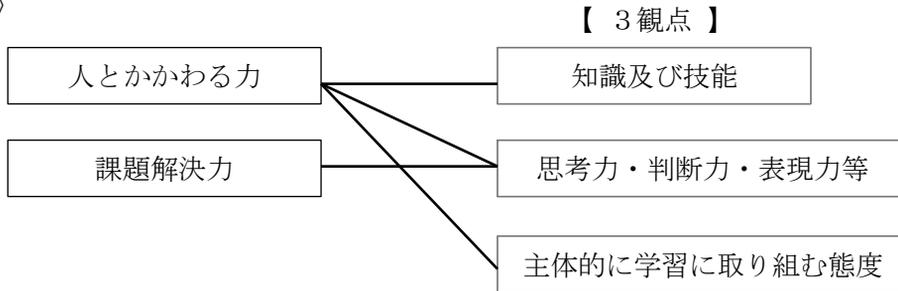
(3) 指導観

- ◆ 前時までの経験をいかしながら連続性・必然性のある活動設定になっていること等、単元の展開について説明する。
- ◆ 個々の児童生徒が力を出し合い、協力をしたり役割を分担したりしながら、目標達成のために共同して取り組むための工夫や、児童生徒が単元で取り組む活動の目標を意識することができるような活動や教具の工夫等を説明する。

3 単元目標

- ◆ 生活単元学習では、児童生徒の学ぶ知識が断片的になることなく、一連のまとまった活動を通して、自立や社会参加に必要なことを実際の・総合的に学習する。このことから、目標は、児童生徒が活動する具体的な姿として設定されると考えられる。そのため、一つの目標の中に複数の観点が含まれることがあり、観点別に目標を設定することがそぐわない場合がある。
- ◆ 目標を設定する際、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点の他に、児童生徒の実態に応じたもので、児童生徒に身に付けさせたいことに関してそれぞれの学校で検討された観点（例えば、「人とかかわる力」「課題解決力」等）を設ける場合もある。
《例》 「人とかかわる力」「課題解決力」等
- ◆ 3観点以外の観点で目標を設定する場合は、3観点とどのように関連しているのかを整理しておく必要がある。例えば、「人とかかわる力」は「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」に、「課題解決力」は「思考力・判断力・表現力等」と関連しているというように整理する。

《例》



4 単元の評価規準

- ◆ 単元目標の評価の観点に合わせて、単元の評価規準を設定する。
3観点で目標を設定した場合は3観点で、3観点以外で目標を設定した場合はその観点で、評価規準を設定する。

5 単元計画

次	時	主な学習活動
一	1	
	2	
二	1	
	2	

- ◆ 生活単元学習では、一連のまとまった活動を通して、自立や社会参加に必要なことを实际的・総合的に学習するため、児童生徒の思考の流れが分断されることがなく、児童生徒にとって自然な展開となるように指導計画を立てる。
- ◆ 生活単元学習の場合は、学習指導案に観点ごとに評価計画を明記しようとすることで、生活単元学習で大切にしている「一連のまとまった活動」が分断されて記述されてしまう可能性がある。そのため、観点ごとの評価計画は学習指導案には明記せず、授業者らが、単元を通してどの指導場面で何を指導・評価するのかを明確にもっておくようにする。
- ◆ 指導計画を立てる際には、児童生徒一人ひとりが単元を通して身に付ける「教科の内容」を明確にもっておく必要がある。しかし、それを学習指導案に表記しようとする、断片的な情報になり誤解を生じやすいことから、学習指導案に表記しなくてもよい。必要に応じて、授業反省会の際など、説明資料として添付するとよい。

6 児童（生徒）の単元に関する個別の実態及び目標

児童(生徒)名	本単元に関する実態	本単元の個別目標
A（男）		
B（男）		

7 本時案（第〇次 第〇時）

目標	全体	・ ・			
	個別	A	B	C	
学習活動	教師の指導・支援及び配慮事項				

8 本時の評価基準

- ◆ 評価規準の観点と合わせて、本時の評価基準を設定する。学校で検討された観
点で評価規準を設定している場合は、その観点で評価基準を設定する。

9 配置図

- ◆ 本時における環境設定について示す。
- ◆ 個々の児童生徒の目標を達成するために、またはそのための支援を教師が行う
ために、授業で使用するものをどこにどのように置くのか、児童生徒の活動場所
や教師の立ち位置はどこか等を示す。

（児童生徒の課題意識が継続するような環境設定、動線など）

* おわりに

特別支援学級は、障害のある子供を対象として特別に編制された学級です。特別支援学級に在籍する子供は、目覚ましい伸びを見せることが少ないかもしれませんが、しかし、全ての子供がそれぞれのペースで確実に成長を遂げています。その一人一人の成長の幅が見て取れるようになり、それに応じた指導や支援をイメージできるようになると、子供たちと過ごす喜びや指導・支援を行っていく醍醐味を感じることができるのではないのでしょうか。

しかし、そのためには、障害特性のこと、発達のこと、教育課程のこと等、特別支援学級担任として理解しておかなければならないことがあります。通常の学級の担任のノウハウと重なる部分があることも確かですが、やはり、特別支援学級独自の知識や指導技術を持ち合わせることも重要です。

本ハンドブックでは、そのような特別支援学級を担任する教師をサポートする内容をまとめています。ぜひ、御活用いただき、子供たちの指導・支援に役立てていただきたいと思います。

* 引用・参考文献

○引用文献

- 1) 岡山県教育庁特別支援教育課（2017）『適切な就学指導を行うために ～一人一人の教育的ニーズに応じた就学指導の充実～』p. 25
- 2)～15) 文部科学省（2009）『特別支援学校学習指導要領解説自立活動編（幼稚園・小学部・中学部・高等部）』p. 42、43、44、47、48、55、56、59、60、69、70、73、74

○参考文献

- ・ Drotar（1975）『障害児の誕生と親の心境の変化』Prediatrics
 - ・ 長野県総合教育センター（2003）『保存版 小学校特殊学級 学級づくりのポイント』
 - ・ 独立行政法人国立特殊教育総合研究所（現 特別支援教育総合研究所）（2005）「個別の指導計画作成ハンドブック～学習のつますきへのハイクオリティな支援～」
 - ・ 岡山県教育庁特別支援教育課（2006）『特別支援教育（軽度発達障害）サポート事業ハンドブック』
 - ・ 独立行政法人国立特殊教育総合研究所（現 特別支援教育総合研究所）（2006）『「個別の教育支援計画」策定に関する 実際研究』
 - ・ 岡山県教育センター（2007）『小学校・中学校の特殊学級における自立活動の指導に関する調査研究』
 - ・ 岡山県教育庁特別支援教育課（2007）『はじめての特別支援学級 自立活動の実践事例集 はじめて特別支援学級を担任する教師のために』
 - ・ 秋田県総合教育センター（2008）『特別支援学級担任の手引』
 - ・ 岡山県総合教育センター（2009）『通常学級における特別支援教育の観点から見た学級経営・授業づくり』
 - ・ 文部科学省（2009）『特別支援学校学習指導要領解説自立活動編（幼稚園・小学部・中学部・高等部）』
 - ・ 文部科学省（2009）『特別支援学校学習指導要領解説総則等編（幼稚園・小学部・中学部）』
 - ・ 文部科学省（2009）『特別支援学校幼稚園教育要領 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 特別支援学校高等部学習指導要領』
 - ・ 文部科学省（2009）『季刊「特別支援教育」34号』東洋館出版
 - ・ 鳥取県教育委員会（2010）『保存版 特別支援学級担任のための手引き』
 - ・ 長野県教育委員会（2010）『特別支援教育 教育課程学習指導手引き書 ー特別な支援を必要とする子供の教育課程編成のためにー 小学校・中学校編』
 - ・ 岩手県総合教育センター（2010）『特別支援学級経営の手引き』
 - ・ 宮崎県教育研修センター（2010）『特別支援学級・通級による指導の教育課程の手引き』
 - ・ 北海道立特別支援教育センター（2010）『特別支援学級担任のハンドブック』
 - ・ 阿部芳久（2010）『知的障害児の特別支援教育入門 ー授業とその展開ー』日本文化科学社
 - ・ 文部科学省（2010）『季刊「特別支援学育」36号』東洋館出版
 - ・ 岡山県教育庁特別支援教育課（2011）『自閉症・情緒障害特別支援学級の指導を充実させるために』
 - ・ 東京都教育委員会（2011）『特別支援学級（固定学級・通級による指導）教育課程編成の手引き』
 - ・ 鳥取県教育委員会（2011）『保存版 特別支援学級担任のための手引き 第2号』
 - ・ 岡山県総合教育センター（2011）「授業づくりと学習指導案～授業の共有化と授業改善のためのツール～」『岡山県総合教育センター特別支援教育つうしん』
 - ・ 岡山県総合教育センター（2011）「児童・生徒の（問題）行動について考える」『平成23年度岡山県総合教育センター「羅針盤」第27号』
 - ・ 岡山県総合教育センター（2015）『自立活動ハンドブックー知的障害のある児童生徒の指導のためにー』
 - ・ 文部科学省（2017）『特別支援学校幼稚園教育要領小学部・中学部学習指導要領』
 - ・ 文部科学省（2017）『小学校・中学校学習指導要領解説総則編』
 - ・ 文部科学省（2017）『小学校学習指導要領解説生活編』
 - ・ 文部科学省（2017）『小学校学習指導要領解説道徳編』
 - ・ 文部科学省（2018）『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編（幼稚園・小学部・中学部）』
 - ・ 文部科学省（2018）『特別支援学校学習指導要領解説各教科等編（小学部・中学部）』
 - ・ 岡山県特別支援学校長会、岡山県教育庁特別支援教育課（2018）『授業づくりハンドブック～学習指導案と学習評価の考え方について～』
- * イラスト：玉野市教育委員会主幹（指導主事） 清岡憲二
- * 画像：岡山県立倉敷まきび支援学校教諭 佐藤由美子、高梁市立成羽小学校教諭 月本直美、高梁市立成羽中学校教諭 大場めぐみ

平成30年4月発行
編集兼発行所 岡山県総合教育センター

〒716-1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川7545-11
TEL (0866) 56-9101 FAX (0866) 56-9121
URL <http://www.edu-ctr.pref.okayama.jp/>
E-MAIL kyouikuse@pref.okayama.lg.jp

お問い合わせ 教育支援部 TEL (0866)56-9106
Copyright©2018 Okayama Prefectural Education Center